

みやぎ被災者 生活支援 ガイドブック

〈 令和3年1月版 〉

このガイドブックは、東日本大震災で被災された皆さまの生活を中心とした支援に関する大まかな内容と問い合わせ先を掲載しています。

詳しい内容や具体的な手続きについては、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

なお、宮城県内にお住まいの方だけが該当になる場合がありますことにご留意願います。

制度等の改訂等が有りましたので、今回、内容の一部を改訂いたします。

令和2年12月時点の内容であり、今後も、制度等の改訂等により、変わることがありますので、ご留意願います。

宮 城 県

目次

○変更となった主な内容	4
○支援策のチェックリスト	5

1 お金のこと

1-1 被災者生活再建支援金	6
1-2 災害援護資金貸付	6
1-3 生活復興支援資金貸付（生活福祉資金貸付）	7
1-4 母子父子寡婦福祉資金貸付	7
1-5 義援金	8
1-6 生活保護	9
1-7 災害弔慰金	9
1-8 災害障害見舞金	9
1-9 児童扶養手当	10
1-9-1 ひとり親世帯臨時特別給付金	10
1-10 特別児童扶養手当	11
1-11 児童手当	11
1-12 震災遺児・孤児向けの奨学金など	12
1-13 税金	13
1-13-1 住宅・家財などに被害を受けた方	13
1-13-2 自動車に被害を受けた方	15
1-13-3 個人事業者	15
1-13-4 法人	15
1-13-5 その他	16
1-14 地震保険金	17

2 住まいのこと

2-1 被災者生活再建支援金	18
2-2 災害復興住宅融資	18
2-3 公営住宅	18
2-3-1 災害公営住宅	18
2-3-2 公営住宅	19
2-4 住まいについての相談窓口	19
2-5 住宅再建支援（二重ローン対策）	20
2-6 防災集団移転	21
2-7 がけ地近接等危険住宅移転事業	21
2-8 住宅再建支援（津波被災住宅）	22
2-9 住まいの復興給付金（消費税率引上げ対策）	22
2-10 新築住宅支援（県産材利用エコ住宅普及促進事業）	23
2-11 新築住宅支援（低炭素型水ライフスタイル導入支援事業）	24

3 仕事のこと

3-1 宮城県事業復興型雇用創出助成金	25
3-2 未払賃金立替払	25
3-3 仕事探し・就職に向けた各種支援	26
3-3-1 就職支援機関	26
3-3-2 就職支援メニュー	27
3-4 離職者等再就職訓練	28

4	心と身体のこと	29
4-1	保健福祉医療一般	29
4-1-1	医療相談窓口	29
4-1-2	休日・夜間の医療相談ダイヤル	29
4-1-3	休日・夜間の急病や、ケガをしたとき	30
4-1-4	薬について知りたい	30
4-1-5	薬局を探したい	31
4-1-6	女性医師による女性の健康相談を受けるには	31
4-1-7	がん患者・家族の方が相談したいとき	32
4-1-8	難病患者や家族が日常生活の相談をしたいとき	32
4-1-9	リハビリテーション相談	33
4-1-10	ひきこもりに関する相談	33
4-2	こころ	34
4-2-1	心の相談	34
4-2-2	自死に関する相談	35
4-2-3	薬物乱用に関する相談	35
4-2-4	アルコール関連問題等の相談	35
4-2-5	「みやぎ心のケアセンター」とは	36
4-2-6	日本臨床心理士会の電話相談	36
4-2-7	いのちの電話ダイヤル	36
4-2-8	摂食障害に関する相談	36
4-3	高齢者の保健福祉	37
4-3-1	高齢者の介護や保健・福祉サービスの利用に関する相談	37
4-3-2	介護保険	37
4-3-3	介護保険サービスを利用するには	38
4-3-4	介護保険で利用できるサービス	39
4-3-5	介護保険の減免	40
4-4	児童の保健福祉	41
4-4-1	発育・発達に関する不安や悩みごとの相談	41
4-4-2	子どものことの相談	41
4-4-3	子どもの心のケア	42
4-4-4	保育所に子どもを預けるには	42
4-4-5	一時的に保育所等に子どもを預けるには	43
4-4-6	保育料の減免・免除	43
4-4-7	未成年後見人制度	43
4-4-8	里親制度	44
4-4-9	未熟児養育医療	44
4-4-10	乳幼児医療費助成	45
4-4-11	障害のある子どもの自立支援医療（育成医療）	45
4-4-12	小児慢性特定疾病医療費助成事業	46
4-4-13	母子への支援	47
4-4-14	石巻圏域子ども・若者総合相談センター	49
4-5	ひとり親家庭、女性・男性への支援	49
4-5-1	ひとり親家庭の相談	49
4-5-2	女性の悩み事を相談するには	50
4-5-3	ひとり親家庭が医療費の助成を受けるには	51
4-5-4	ひとり親家庭の就業支援	52

目次

4-5-5	女性・男性の悩み事を相談するには	54
4-5-6	不妊治療の負担軽減措置	54
4-6	障害者の保健福祉	55
4-6-1	障害についての相談	55
4-6-2	障害児（者）を一時的に預かってもらうには	57
4-6-3	視聴覚障害者に対する支援	57
4-7	災害公営住宅等サポートセンター	58

5 子育て・教育のこと 59

5-1	子どもたちがのびのびと遊べる場所は	59
5-2	教育相談（スクールカウンセラー等）	59
5-3	子どもからの相談窓口	60
5-4	被災幼児就園支援	61
5-5	被災児童生徒就学支援	61
5-6	宮城県立高等学校及び宮城県立中学校に係る入学金・入学者選抜手数料・寄宿舎料の免除	63
5-7	高等学校等育英奨学資金貸付	64

6 その他相談等 65

6-1	震災関連消費生活相談	65
6-2	農林水産関係の相談	66
6-3	中小企業関係の相談	67
6-4	警察相談電話	68
6-5	性犯罪被害相談電話	68
6-6	震災 法テラス（法律相談）	68
6-7	仙台弁護士会法律相談センター	69
6-8	個人債務者の私的整理に関するガイドライン	71
6-9	東日本大震災に関する裁判所の手続案内窓口	71
6-10	地上波デジタル放送に関する相談	72
6-11	放射線・放射能に関する相談	72
6-12	福島原発事故の損害賠償に関する相談	73
6-12-1	損害賠償に関する東京電力ホールディングス株式会社の相談窓口	73
6-12-2	損害賠償に関する和解仲介の申立て	73
6-12-3	損害賠償請求・申立てに関する電話無料相談	74
6-12-4	損害賠償についての無料個別相談	74
6-12-5	損害賠償に関する県の相談窓口	74
6-13	みやぎ外国人相談センター	75
6-14	よりそいホットライン	75
6-15	県外避難者支援員	75
6-16	犯罪被害者支援相談窓口	76
6-17	性暴力被害相談支援センター宮城	76
	○避難されている皆様へ 情報提供のお願い（全国避難者情報システム）	77
	○お問い合わせ先一覧	78
	○参考資料：復興の進捗状況について	89
	○「みやぎ復興情報ポータルサイト」について、「NOW IS.（ナウイズ）」について	90

変更となった主な内容

令和2年1月版の内容から変更となった主な内容を掲載しています。

【 変更した内容 】

※それぞれのページの変更箇所に _____ を引いています。

■追加した内容

1-9-1 ひとり親世帯臨時特別給付金 P 10

■内容の変更

1-9 児童扶養手当・手当月額 P 10

1-10 特別児童扶養手当・手当月額 P 11

2-6 防災集団移転・補助金額 P 21

2-10 新築住宅支援（県産材利用エコ住宅普及促進事業）・補助対象 P 23

2-11 新築住宅支援（低炭素型水ライフスタイル導入支援事業）・対象者等 P 24

3-3-1 就職支援機関・対象者等 P 26

3-3-2 就職支援メニュー・URL等 P 27

4-2-3 薬物乱用に関する相談・相談先等 P 35

4-2-8 摂食障害に関する相談・相談方法 P 36

4-4-4 保育所に子どもを預けるには・対象者等 P 42

4-4-8 里親制度・手当月額 P 44

5-7 高等学校等育英奨学資金貸付・貸付期間 P 64

■お問い合わせ先の変更

4-2-4 アルコール関連問題等の相談 P 35

4-3-5 介護保険の減免 P 40

5-5 被災児童生徒就学支援 P 61

●●● 支援策のチェックリスト ●●●

手続きはお済みですか？下記の支援制度や相談窓口などをご存知ですか？
もし、ご存知でないことがあれば、各ページをご確認ください。

- 避難先の市区町村へご自身の住所等を連絡していただいていますか …… P 77

- お金のこと
 - お住まいの建設・購入・補修や賃貸する場合の支援金 …… P 6
 - 資金貸付を希望される方 …… P 6
 - 義援金の申請を一度もされていない方 …… P 8

- お住まいのこと
 - 被災した住宅の補修や再建資金に対する低利融資 …… P 18
 - 津波により住まいに被害を受けた方への国の補助制度など …… P 21・22
 - 市町村の担当窓口 …… P 78

- 仕事のこと
 - 仕事を探したい、就職活動に関する支援を受けたい …… P 26・27
 - 職業訓練を受けたい …… P 28

- 心と身体のこと
 - 心の相談をするには …… P 34
 - 医療機関や病気などについて相談するには …… P 29

- 子育て・教育のこと
 - 教育について相談するには …… P 59
 - 子どものことについて相談するには …… P 41

1 お金のこと

1-1 被災者生活再建支援金

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。支給対象となる方で、加算支援金の申請がお済みでない方は、震災当時お住まいの市町において、お早めに申請手続きをお願いします。

支給額

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 基礎支援金 | |
| 全壊 | : 100万円 |
| 大規模半壊 | : 50万円 |
| 解体 | : 100万円 |
| (半壊又は敷地被害でやむを得ず解体した場合) | |
| 長期避難 | : 100万円 |
| (2) 加算支援金 | |
| 建設・購入 | : 200万円 |
| 補修 | : 100万円 |
| 賃借(公営住宅を除く) | : 50万円 |

※世帯人数が1人の場合、(1)(2)とも上記の4分の3の支給額。

申請期間

- (1) 基礎支援金：終了
- (2) 加算支援金：令和3年4月10日まで
(仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、七ヶ浜町、女川町、南三陸町)
- 東日本大震災に係る加算支援金は、令和3年4月10日が最終申請期限であり、以降の延長はありません。期限内の申請に御協力願います。

お問い合わせ先

被災時に居住していた市町村担当課など P78参照
宮城県消防課管理調整班 022-211-2372

1-2 災害援護資金貸付

災害により世帯主が1ヶ月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は資金の貸し付けが受けられます。

世帯の被災状況により、最高350万円まで無利子(保証人なしの場合は年利1.5%)で借り入れができます。

償還期間は13年です。

初めの6年(特別の場合は8年)は据置期間となり、この間は無利子です。

なお、家財のみの被害など被災の程度によっては、貸し付けを終了している市町村があります。

お問い合わせ先

被災時に居住していた市区町村福祉担当課など P78参照

震災により被災し、被災証明書などの発行を受けている低所得世帯の方を対象として、当面の生活に必要な経費などの貸し付けが受けられます。

※貸し付けには条件があり、審査の上、決定されますので、詳しくはお問い合わせください。

一時生活支援費（当面の生活費）：月20万円以内（単身世帯は15万円以内）×6ヶ月以内

生活再建費（住居の移転費、家具などの購入費用）：80万円以内

住宅補修費：250万円以内

※被災者生活再建支援制度による支援金、災害援護資金などが優先されます。

連帯保証人：原則1人（連帯保証人を立てられない場合も可）

貸付利子：無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）

据え置き期間：最終貸し付けの日から2年以内でその間は無利子（世帯状況に応じて設定）

償還期間：据え置き期間経過後20年以内（金額に応じて設定）

お問い合わせ先

お住まいの市区町村の社会福祉協議会 P79参照
宮城県社会福祉協議会 022-225-8478

ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的自立、生活の安定、扶養する児童の福祉増進のために各種資金の貸し付けが受けられます。

貸し付けの種類（限度額）

生活資金（月額10万5千円：一般）

住宅資金（200万円：特別枠）

転宅資金（26万円）など

お問い合わせ先

宮城県各保健福祉事務所 P80参照
（仙台市）各区役所の家庭健康課 P78参照
宮城県子ども・家庭支援課家庭生活支援班 022-211-2633

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県や市各区役所（政令指定都市の場合）へお問い合わせ下さい。

1-5 義援金

義援金については、下記のとおり、市町村を通じて、被災した方へ支給しております。支給対象となる方で、一度も申請がお済みでない方は、震災当時お住まいの市町村において、お早めに申請手続きをお願いします。

これまでに配分した額〔令和元年9月末時点〕

(第1次(H23.4.13)から第11次(R1.8.29)にわたって配分した額の合計)

(1) 人的被害（1人当たり）	
死亡・行方不明者	: 123万円
災害障害見舞金支給対象者	: 28万円
(2) 住家被害（1世帯当たり）	
全壊	: 114万円
大規模半壊	: 84.6万円
半壊（大規模半壊除く）	: 54万円
(3) 津波浸水区域における住家被害（1世帯当たり）	
全壊	: 40.3万円
大規模半壊	: 24.8万円
半壊（大規模半壊除く）	: 15万円
仮設住宅未利用世帯※1（加算）	: 10万円
(4) 震災孤児（1人当たり）	: 50万円
(5) 母子・父子世帯※2（1世帯当たり）	: 36万円
(6) 高齢者施設・障害者施設入所者等※3（1人当たり）	: 26万円

※1 仮設住宅未利用世帯

津波浸水区域において、大規模半壊以上の住家被害を受け、応急仮設住宅（プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ）を利用したことの無い世帯

※2 母子・父子世帯

①東日本大震災時に母子（または父子）世帯であり、震災により半壊以上の住家被害を受けた方

②東日本大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となった方

※なお、ここでの子とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた児童のことである。

※3 高齢者施設・障害者施設入所者等

東日本大震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障害者施設に入所していた方。ただし、震災による死亡・行方不明者を除く。

お問い合わせ先

各市区町村保健医療福祉担当課など P78参照
宮城県社会福祉課団体指導班 022-211-2516

1-6 生活保護

いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行います。

土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金や各種手当など、他の法律による給付を優先し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

お問い合わせ先

市にお住まいの方 各市(社会)福祉事務所 P80参照
町村にお住まいの方 宮城県各保健福祉事務所 P80参照
宮城県社会福祉課生活自立・支援班 022-211-2517

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市や都道府県へお問い合わせ下さい。

1-7 災害弔慰金

災害により死亡された方(又は行方不明の方)のご遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)に災害弔慰金が支給されます。

※「兄弟姉妹」は、配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合で、死亡された方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方に限ります。

支給額(死亡された方が)

生計維持者：500万円 その他の方：250万円

お問い合わせ先

被災時に居住していた市区町村担当課 P78参照

1-8 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方に災害障害見舞金が支給されます。

支給額(重度の障害を受けた方が)

生計維持者：250万円 その他の方：125万円

お問い合わせ先

被災時に居住していた市区町村担当課 P78参照

ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

手当月額（令和2年4月から）

児童1人の場合（月額）

全部支給：43,160円

一部支給：10,180円から43,150円まで

児童2人目の場合（月額）

全部支給：10,190円

一部支給：5,100円から10,180円まで

児童3人目以降の加算額

全額支給：6,110円

一部支給：3,060円から6,100円まで

※所得金額によって、手当額が異なります。

お問い合わせ先

宮城県子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532

【通勤定期特別割引】

児童扶養手当受給者（生活保護受給者も対象）世帯の世帯員の方は通勤のためにJR通勤定期乗車券を購入する場合は、特別割引（3割程度）を受けることができます。

お問い合わせ先

各市区町村児童福祉担当課など P78参照

宮城県子ども・家庭支援課家庭生活支援班 022-211-2633

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付を支給します。

《対象者》

【児童扶養手当受給世帯等への給付】〈基本給付〉

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】〈追加給付〉

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

《給付額》

【児童扶養手当受給世帯等への給付】〈基本給付〉

- ・ 1世帯5万円，第2子以降1人につき3万円
- ・ 1世帯5万円，第2子以降1人につき3万円（再支給分）

【収入が減少した児童扶養手当受給者世帯等への給付】〈追加給付〉

- ・ 1世帯5万円

お問い合わせ先

各市区町村児童福祉担当課など P78参照

宮城県子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

1-10 特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している方に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として特別児童扶養手当を支給しています。

扶養人数等により所得制限が設けられていますが、被災者については適用除外となる場合もありますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

手当月額（令和2年4月から）

1級	月額	52,500円
2級	月額	34,970円

お問い合わせ先

各市区町村児童福祉担当課など P78参照

宮城県子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

1-11 児童手当

中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。

手当月額（令和2年4月現在）

3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学生修了まで（第1・第2子）		10,000円
〃	（第3子以降）	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限以上	一律	5,000円（当分の間の特例給付）

申請窓口 支給対象者の方がお住まいになっている市町村

お問い合わせ先

各市区町村児童福祉担当課など P78参照

宮城県子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

1-12 震災遺児・孤児向けの奨学金など

震災遺児や震災孤児を対象とした返済の必要のない奨学金等が設けられています。

○震災遺児・震災孤児対象

1 宮城県（東日本大震災みやぎこども育英基金の支援事業）

対象：震災により保護者が死亡し、又は行方不明となった児童生徒等（未就学児を含む）

※死亡には、震災関連死を含みます。

お問い合わせ先

宮城県教育庁総務課 022-211-3613

2 社会福祉法人中央共同募金会（修学資金）

対象：震災により、両親、又は父、母のどちらか、又は養育者が死亡、あるいは行方不明となった小中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、大学（短大含）に在学中の方

未就学児は、待機児童として登録を受け付け、小学校入学時から給付開始

金額：28万2千円／年（小学校・中学校入学祝金10万円及び高等学校卒業祝金10万円有）

お問い合わせ先

社会福祉法人中央共同募金会 0120-768-660

3 みちのく未来基金（奨学金、返還不要）

対象：震災で両親若しくはいずれかの親を亡くし、平成24年3月以降に高校を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格し進学を希望する子ども

※大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料、その他必要となる実費等を全額給付

金額：年間の給付上限は300万円

お問い合わせ先

みちのく未来基金事務局 022-724-7645

4 ロータリー希望の風奨学金（奨学金、返還不要）

対象：震災で保護者を亡くした子どもで、大学生（短大生を含む）又は専門学校に進学予定であること（ただし、給付は入学が確定してから）

※学校から授業料免除の措置を受けている方は対象外

※高校在学中に申請してください。

金額：5万円／月

お問い合わせ先

ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 03-5250-2050

○震災孤児対象

1 朝日新聞厚生文化事業団（こども応援金）

対象：震災で両親が亡くなったか行方不明状態の震災時に満18歳以下の子ども（ひとり親家庭で、震災により親を亡くされたお子さんも含む）

金額：未就学児・小学生300万円，中学生200万円，高校生150万円

お問い合わせ先

朝日新聞厚生文化事業団 03-5540-7446

2 JETOみやぎ（給付金）

対象：震災でご両親を亡くされたお子さん（ひとり親家庭で震災により親を亡くされたお子さんも含む）

金額：19歳まで支給（予定年数により給付金額及び給付回数を決定）

お問い合わせ先

JETOみやぎ運営事務局 022-782-0303

1-13 税金

※税金に関する記載は令和2年12月時点のものであり、その後の法改正等により記載している内容に変更が生じることがありますのでご留意願います。

1-13-1 住宅・家財などに被害を受けた方

1 所得税（国税）／個人県民税（県税）／個人市町村民税（市町村税）

（1）所得税の軽減・免除

震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、「イ 所得税法に基づく雑損控除」，「ロ 災害減免法に定める税金の軽減・免除」のどちらか有利な方法で、平成22年分または平成23年分のいずれかの所得税の軽減・免除を受けることができます。

イ 所得税法に基づく雑損控除

住宅や家財などの損害額（保険金等により補填される金額を除きます。）がその年分の所得金額の10分の1を超えるときは、その超える金額を所得金額から控除できます。

雑損控除を適用した結果、その年分の所得金額から控除しきれない損失額については、翌年以降5年間繰り越すことができます。

ロ 災害減免法による所得税の軽減・免除

住宅や家財の損害額（保険金等により補填される金額を除きます。）がその住宅や家財の価額の2分の1以上であり、かつ、その年分の所得金額が1,000万円以下の場合、その年分の所得金額に応じて所得税額が軽減・免除されます。

ただし、損害額が所得金額を超えても、雑損控除のようにその超える金額を翌年以後に繰り越すことはできません。

(2) 所得税及び個人住民税の住宅借入金等特別（税額）控除等の特例

住宅借入金等特別（税額）控除等の適用を受けていた住宅が震災により居住することができなくなった場合においても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き税額控除を適用することができます。

(3) 所得税及び個人住民税の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別（税額）控除等の特例

所有する居住用の家屋が震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別（税額）控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けることができます。

2 不動産取得税（県税）

○ 被災代替不動産の取得に係る特例

震災により滅失・損壊した家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を令和3年3月31日までの間に取得した場合には、それぞれ、被災家屋・被災家屋の敷地の面積相当分は不動産取得税が課税されません。

3 固定資産税・都市計画税（市町村税）

(1) 被災住宅用地の特例

震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたものについては、平成24年度から令和3年度分までの固定資産税・都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税されます。

(2) 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が、これに代わるものと認められる土地を令和3年3月31日までの間に取得した場合には、その代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税が課税されます。

(3) 被災代替家屋の特例

震災により滅失・損壊した家屋の所有者等が、これに代わるものと認められる家屋を令和3年3月31日までの間に取得・改築した場合には、被災家屋の床面積相当分について、固定資産税・都市計画税が取得・改築後の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

(4) 被災代替償却資産の特例

震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が、これに代わるものと認められる償却資産を令和3年3月31日までの間に一定の被災区域内において取得・改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準が価格の2分の1となります。

1-13-2 自動車に被害を受けた方

1 自動車重量税（国税）

（1）被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

震災により被害を受けて廃車となった被災自動車（二輪車等を含む。）について、運輸支局等において自動車の永久抹消登録等の手続を行い、令和3年3月31日までの間に自動車重量税の還付申請書を提出することにより、被災自動車の所有者に車検残存期間に応じた自動車重量税に相当する金額が還付されます。

（2）被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税

上記（1）の被災自動車（二輪車等を含む。）の使用者が、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税の免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

2 自動車税環境性能割・自動車税種別割（県税）／軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割（市町村税）

○ 被災代替自動車の取得に係る自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の非課税

震災により滅失・損壊した自動車の所有者またはその相続人が、その自動車の代わりに自動車を、令和3年3月31日までの間に取得した場合、自動車税環境性能割（または軽自動車税環境性能割）及び取得した年度と翌年度分の自動車税種別割（または軽自動車税種別割）が非課税になります。

1-13-3 個人事業者

1 所得税（国税）／個人県民税（県税）／個人市町村民税（市町村税）

○ 純損失の繰越控除の特例

震災により生じた平成23年の純損失の金額のうち、次のものは5年間繰り越すことができます。

イ 棚卸資産や事業用資産の損失額の割合が保有する事業用資産等の10分の1以上である方

青色申告の方：平成23年分の純損失の金額

白色申告の方：平成23年分の棚卸資産や事業用資産の純損失の金額と変動所得の純損失の金額

ロ イ以外の方

棚卸資産や事業用資産の震災による純損失の金額

1-13-4 法人

1 法人税（国税）

（1）被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、震災により滅失・損壊をした建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具の代替資産の取得等をしてその事業に使った場合又は建物、構築物、機械及び装置の取得等をして被災区域内においてその事業に使った場合には特別償却することができます。

(2) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡をした資産の譲渡益に相当する金額の範囲内で圧縮記帳をすることができます。

イ 平成23年3月11日前に取得された被災区域内の土地、建物又は構築物から、特定被災区域内にある土地若しくは特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え又は被災区域内である土地若しくはその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

ロ 被災区域外から被災区域内への買換え

1-13-5

その他

1 贈与税（国税）

住宅取得等資金の贈与税の非課税

震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした住宅に居住していた方（居住しようとしていた方を含む。）が、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、次の(1)又は(2)の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

なお、次の(2)の表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和3年12月31日までの間の契約で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%であるときに限られます。

○非課税限度額

(1) 下記(2)以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和3年12月31日まで	1,500万円	1,000万円

(2) 住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から 令和3年12月31日まで	1,500万円	1,000万円

2 納税の猶予制度等

震災により、財産に相当な損失を受け、納税が困難となった場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

その他にも様々な特例措置、救済措置があり、住民税や固定資産税が減免となる場合もございます。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

国 税:各税務署 P81参照
県 税:各県税事務所 P81参照
市町村税:各市区町村税務担当課 P78参照
宮城県税務課企画班 022-211-2323

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの地域の税務署、都道府県、市区町村へお問い合わせ下さい。

1-14 地震保険金

地震保険は、損害の程度「全損・大半損・小半損・一部損（2017年1月以前始期の契約については、全損・半損・一部損の3区分）」に応じて、実際の修理費ではなく、契約金額の一定割合をお支払いします。

請求期間

地震の発生から3年間は保険金の請求が可能です。

東日本大震災については、既に震災から3年以上経過していますが、請求に関する問合せ・確認については、ご契約の保険会社に連絡してください。

お問い合わせ先

《損害保険全般に関する相談窓口》

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022808(通話料有料)

受付時間: 月曜日から金曜日(祝日、休日及び12月30日から1月4日を除く)9時15分から17時

2 住まいのこと

2-1 被災者生活再建支援金

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。
※詳細については、P6をご覧ください。

2-2 災害復興住宅融資

被災した住宅の補修・再建資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。

融資の種類

①建設、②補修、③住宅購入、④宅地補修（災害復興宅地融資）

ご利用が可能な方

①建設、③住宅購入の場合

住宅が全壊、大規模半壊、半壊した旨の、り災証明書を交付されている方

②補修の場合

住宅に被害が生じた旨の、り災証明書の交付をされている方

④宅地補修の場合

住宅には被害がなく宅地のみに被害が生じ、地方公共団体が発行した被害を受けたことについての証明書を機構へ提出できる方（※①から③併用不可）

受付期間 令和3年3月31日まで

お問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 又は 048-615-0420

2-3 公営住宅

2-3-1 災害公営住宅

1 災害公営住宅とは

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な公営住宅です。

2 入居者資格について

災害公営住宅へ入居できる方は次に該当される方となります。

○災害により **滅失した住宅** に居住していた方

||

全壊、全焼、全流出

+

大規模半壊、半壊であって、解体することを余儀なくされた方

【入居者資格の特例措置】

被災地における特例措置の期間を3年から、復興推進計画に記載する公営住宅の建設に要する期間まで拡充

(現行)

【特区対応(東日本大震災復興特別区域法による措置)】

発災から3年間

→

災害公営住宅の建設に要する期間(最大10年)

災害公営住宅の供給が完了するまでは被災者等が収入に関わらず入居できるよう措置

※入居後に入居者資格要件を満たさなくなった場合でも、一定期間継続居住が可能です。

お問い合わせ先

※各市町における整備計画の内容や事業の進捗状況に関する情報を宮城県土木部住宅課ホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/juutaku/>)に掲載しています。

各市町災害公営住宅担当課など P82参照

宮城県住宅課住宅管理班 022-211-3252

2-3-2

公営住宅

住宅にお困りの方に対し、公営住宅(宮城県営、各市町村営住宅)の募集を行っております。

1 入居対象者(資格)

住宅に困っていること、同居する親族がいること、月額所得が決められた額以下であること、県税及び市町村民税等の地方税を滞納していないこと、世帯員が暴力団員でないこと等

2 被災者特例(資格の緩和)

東日本大震災によって住宅を失った方、公共事業等により移転が必要となった方及び原子力災害により避難指示を受けている区域に居住されていた方については所得状況に関わらず応募できます。また、単身でも応募できます(単身可能住宅のみ)。

※入居対象者、申込方法及び募集時期や選考方法は、宮城県又は市町村で異なります。また、家賃が生じます。

お問い合わせ先

(市町村営住宅)各市町村住宅担当課など P78参照

(宮城県営住宅)宮城県住宅供給公社 022-224-0014

2-4

住まいについての相談窓口

住まいの困った! どうしたらいいの?にお答えする住まいるダイヤル。住宅に関するあらゆる相談にお答えします。

お問い合わせ先

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル 0570-016-100(通話料有料)

宮城県建築士事務所協会では、新築の相談から住宅の耐震診断・耐震補強・リフォームの相談など、建築に係わる相談を受け付けております。

また、工務店探しでお悩みの方に対し、予算や工事内容に応じた地元工務店の紹介なども行っております。

お問い合わせ先

(一社)宮城県建築士事務所協会 022-223-7330

ローン返済中の住宅が被災した場合や、被災により収入が減少したために返済が困難になった場合、既存住宅ローンの返済方法や、私的整理などについて相談いただけます。

お問い合わせ先

(貸付条件の変更を希望する場合) 借入をした金融機関など
(私的整理を希望する場合)個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883
(住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の場合)
住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-016

2-5 住宅再建支援 (二重ローン対策)

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、5年間の利子相当額を補助します。

○補助の対象要件

以下の(1)から(3)全てに該当する方

- (1) 震災により自ら居住していた住宅(県内に限る)に被害を受けた方
- (2) (1)の被災した住宅に500万円以上の既存住宅ローンを有する方
(新たな住宅ローンを契約した前月末時点)
- (3) 宮城県内で新たに500万円以上の住宅ローンを組んで住宅を再建(補修含む)する方

○補助金額

既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額(上限50万円)

○補助・申請期間

補助事業の期間は令和2年度末までです。

期限内の申請をお願いします。

お問い合わせ先

宮城県住宅課企画調査班 022-211-3256

6-8 個人債務者の私的整理に関するガイドライン P71参照

防災集団移転促進事業は「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業です。

特徴

- ・地方公共団体が被災した宅地を買い取り、再び津波等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように必要な建築制限が行われます。
- ・地方公共団体が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。
- ・被災者に対し、地方公共団体が住居の移転に要する費用を助成します。
- ・被災者が敷地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際に、地方公共団体が利子相当額を助成します。
- ・被災者が農業等を継続するための共同作業所等を必要とする場合には、地方公共団体が住宅団地内に整備し、被災者に賃貸します。
- ・強制力のない任意事業なので、事業の実施には、関係する被災者の事業に対する理解と合意が不可欠です。

補助内容	補助金額	対象者
住宅再建費用に対する借入金の利子相当額	上限 421 万円 ※ 住宅建設(購入)…上限 325 万円 土地購入…上限 96 万円	防集団地へ 移転される方
住居の移転に伴う引っ越し費用 従前住宅の取り壊し費用等	上限 97.5 万円 ※	防集団地へ 移転される方 その他の方

※補助金額は市町により異なります。詳しくは、被災時に居住していた市町にご確認ください。

※住宅再建に係る契約や工事等の着手前に申請が必要です。

お問い合わせ先

各市町防災集団移転等担当課など P82参照

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除去費や新築する住宅の建設費、土地の取得費に要する経費の一部を補助する事業です。

○補助の対象要件

- ・災害危険区域（建築基準法第 39 条）内に存する既存不適格住宅等であること。
- ・事業計画に基づく移転であること。

○補助内容

- ・危険住宅の除却・移転等に要する費用…上限 97.5 万円 ※
- ・危険住宅に代わる新たな住宅の建設又は購入（土地購入・敷地造成費を含む。）に要する費用（利子相当額の助成）…上限 731.8 万円 ※

住宅建設（購入）	上限	465 万円／戸
土地購入	上限	206 万円／戸
敷地造成	上限	60.8 万円／戸

※補助金額は市町により異なります。詳細については、被災時に居住していた市町にご確認ください。

○申請窓口

市町担当（住宅再建に係る契約や工事等の着手前に申請が必要です。）

お問い合わせ先

各市町がけ地近接等危険住宅移転事業担当 P83参照

2-8 住宅再建支援（津波被災住宅）

東日本大震災の津波により自ら居住していた住宅に被害を受けた方への住宅再建支援策として、沿岸部の15市町において、定住促進等のための津波被災住宅再建支援制度を創設しています。

この制度は、津波により自ら居住する住居に被害を受け、かつ、「防災集団移転促進事業」や「がけ地近接等危険住宅移転事業」など国の補助制度の対象にならない方への支援です。

具体的な対象者や支援内容については、下記窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各市町住宅再建支援（津波被災住宅）担当 P83参照

2-9 住まいの復興給付金（消費税率引上げ対策）

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。

○給付対象

①被災住宅

- 【建設・購入】
 - ・「全壊（流出）」「大規模半壊」「半壊（床上浸水）」
 - ・「一部損壊（床下浸水）」の認定を受け解体
- 「補修」
 - ・「全壊（流出）」「大規模半壊」「半壊（床上浸水）」
 - ・「一部損壊（床下浸水）」

②再建住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、

- 【建設・購入】
 - ・建築・購入された新築住宅・または宅建業者が販売した中古住宅
- 「補修」
 - ・補修した被災住宅

③対象者（すべて満たす者）

- 【建設・購入】
 - ・被災住宅を所有していた者
 - ・再取得住宅を所有している者
 - ・再取得住宅に居住している者

- 「補修」
 - ・被災住宅を所有している者
 - ・被災住宅の補修工事を発注した者（補修工事費100万円以上）
 - ・補修した被災住宅に居住している者

○給付金額

- 【建設・購入】（再建住宅）
 - ・床面積（175㎡まで） × 給付単価 × 持分割合
- 【補修】（被災住宅）
 - ・AもしくはBの少ない方の額
 - A 床面積 × 給付単価（※り災状況により異なる）
 - B 補修工事費の消費税増税分

○申請受付

消費税率引上げ日（平成26年4月1日）から受け付け開始
※住宅の引渡日から1年以内に申請してください。

制度の内容や申請対象者等の詳しい情報は下記コールセンターまでお問合せください。

お問い合わせ先

住まいの復興給付金事務局コールセンター 0120-250-460, 又は 022-745-0420
HP: <http://www.fukko-kyufu.jp/>

2-10 新築住宅支援（県産材利用エコ住宅普及促進事業）

一定の条件を満たす木造戸建て住宅の新築に対して、みやぎ環境税を活用した補助金による支援を実施します。

○補助の対象となる住宅

- ①梁・柱など主要構造部材に宮城県産材を60%以上、かつ優良みやぎ材を40%以上使用すること。
特定災害（東日本大震災及び令和元年東日本台風）により半壊以上罹災した住宅を再建する場合は、主要構造部材に宮城県産材を50%以上、かつ8㎡以上使用すること。
- ②令和3年3月31日までに主要構造部材の施工が完了すること。
- ③建築の施工業者は県内に本社・支社・支店を有すること。

○補助金額

宮城県産材の使用割合に応じて、新築住宅1棟当たり50万円を上限に補助します。また、特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合は、新築住宅1棟当たり一律50万円を補助します。

○募集内容

令和2年度は先着順で募集を行っています。（募集件数約550件）
申請は主要構造部材の工事に着工する前に行ってください。

○その他

申請方法などの詳細は、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

宮城県林業振興課みやぎ材流通推進班 022-211-2912

2-11 新築住宅支援（低炭素型水ライフスタイル導入支援事業）

下水道が整備されていない浄化槽整備区域等で新築工事や大規模リフォームなどにより、省エネ型浄化槽、節水型トイレ、節湯水栓（2口以上）の全てを設置した県民の皆様に、みやぎ環境税を活用した補助金による支援を実施しています。

○対象者（以下に掲げる要件を全て満たす方）

- （1）県が定めた基準に適合する①低炭素社会対応型浄化槽（省エネ型浄化槽）、②節水型トイレ、③節湯水栓2口以上（以下「節水機器等」）の全てを新たに設置すること。（②、③について、国土交通省で実施していた省エネ住宅ポイントの対象製品は、全て対象となります。）
- （2）節水機器等の設置工事が平成31年4月1日以降に竣工し、かつ、浄化槽の使用開始後に市町村への届出が義務づけられている「浄化槽使用開始報告書」の使用開始日が令和2年1月1日から令和3年3月1日までであること。
- （3）節水機器等を設置した建物に居住していること。
- （4）全ての県税に未納がないこと。

○補助金額

1世帯あたり6万円

○受付期間

令和3年3月31日まで

お問い合わせ先

宮城県循環型社会推進課施設班 022-211-2648

3 仕事のこと

3-1 宮城県事業復興型雇用創出助成金

東日本大震災発生時、宮城県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を、グループ補助金等の復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した県内沿岸部の事業所で雇い入れた中小企業者等（農事組合法人、NPO 法人、個人事業主等を含む）に対し、一定の要件の下、雇用面での助成を行うことにより、安定的な雇用の創出を支援しています。

詳細については、県雇用対策課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>

お問い合わせ先

宮城県雇用対策課雇用創出支援班 022-797-4661

3-2 未払賃金立替払

勤務している企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払い賃金の一定額（賃金の8割程度）を国が事業主に代わって立替払します。

立替払を受けることができる労働者

1年以上事業活動を行ってきた企業（※1）に雇用されていた労働者で、その企業が倒産したことにより退職（※2）し、未払賃金が2万円以上残っている労働者です。

※1 一部適用が除外される場合があります。

※2 退職の日によっては対象とならない場合があります。

立替払の対象となる未払賃金

退職日の6ヶ月前の日（例：退職日が平成28年12月11日の場合、平成28年6月11日）から立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している、未払いとなっている給与と退職金です。

※立替払の額は、年齢ごとに上限額が定められています。

30歳未満	:	88万円
30歳以上45歳未満	:	176万円
45歳以上	:	296万円

立替払の請求手続

(1) 法律上の倒産（破産等）の場合

破産管財人等から未払い賃金総額等の「証明書」の交付を受け、独立行政法人労働者健康安全機構に請求して下さい。

(2) 事実上の倒産の場合

【認定】

倒産した企業が事業活動を停止し、事業再開の見込みがなく、賃金支払能力がないことについて、所管労働基準監督署長の認定を受けてください。認定のための申請は、1人の退職労働者が行えば足り、全員が行う必要はありません。

【確認】

認定を受けた後、各労働者が未払賃金額等について勤務していた事業所の所轄労働基準監督署長から

確認を受け、独立行政法人労働者健康安全機構に請求してください。

お問い合わせ先

各労働基準監督署 P84参照

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの地域の労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

3-3 仕事探し・就職に向けた各種支援

3-3-1 就職支援機関

一般求職者対象

ハローワークで職業相談やカウンセリング、求人情報の提供などの職業紹介を行っています。

お問い合わせ先

各ハローワーク P84参照

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの地域のハローワークへお問い合わせ下さい。

若年求職者対象 ※15歳から概ね50歳までの方

仙台駅前に常設し、キャリアコンサルティングや就職支援セミナー、就業体験や職業紹介まで、若者の仕事探しをワンストップで支援しています。

お問い合わせ先

みやぎジョブカフェ 022-264-4510

大学・短大・専門学校等の学生対象

大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校等を卒業予定の学生及び卒業後、概ね3年以内の既卒者を対象に、就職情報の提供や就職相談を実施しています。

お問い合わせ先

仙台新卒応援ハローワーク 022-726-8055

若年無業者（ニート）、若年無業者等及び40歳代無業者対象

※15歳から49歳以下の方またはその家族

働くことに悩みを抱え就職に一步踏み出せない、もしくは働いたことのない若者を対象に、キャリアカウンセリングや職場見学・就業体験などを通じて就労を支援しています。

お問い合わせ先

せんだい若者サポートステーション 022-385-5284

※対象地域: 仙台地域・仙南地域

みやぎ北若者サポートステーション 0229-21-7022

※対象地域: 大崎地域・栗原地域・登米地域

石巻地域若者サポートステーション 0225-90-3671

※対象地域: 石巻地域・気仙沼・本吉地域

沿岸地域求職者等対象

沿岸地域において、就職・転職を希望する方を対象としたキャリアコンサルティングやセミナーなどの就職支援に加えて、沿岸地域の企業の人材確保を図るため、求人情報（しごとかわら版）の作成や職場見学会、合同企業説明会によるマッチングの支援を行っています。

お問い合わせ先

石巻サポートセンター 0120-543-542

塩釜サポートセンター 0120-013-250

気仙沼サポートセンター 0120-215-488

3-3-2 就職支援メニュー

就職面接会の開催

詳細は下記 URL をご参照ください。

■大学生・一般求職者対象

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/sub1.html>

(県 雇用対策課 HP)

お問い合わせ先

宮城県雇用対策課雇用推進班 022-211-2772

遠隔地での就職活動を支援

広域就職適格者として公共職業安定所長が認めた下記の対象求職者が、公共職業安定所長の指示により採用面接や事業所の見学を行うために遠隔地に行く場合、一定の条件により広域求職活動費（往復運賃や宿泊料）が支給されます。

また、公共職業安定所長が認めた対象求職者が、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が紹介した求人（1年以上の雇用見込みのある求人）に就職や公共職業訓練への受講指示を受けるため住所・居所の移転を公共職業安定所長が必要と認めた場合、一定の条件により移転費（転居費相当）が支給されます。

※対象となる求職者

- ・雇用保険受給者（待機期間を経過した後に、就職するか広域求職活動を開始した者）

お問い合わせ先

各ハローワーク P84参照

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの地域のハローワークへお問い合わせ下さい。

3-4 離職者等再就職訓練

離職して、現在求職中の方を対象として、再就職に必要な知識や技能を習得するための離職者等再就職訓練を実施しています。

対象者 ハローワークから受講指示、受講推薦又は支援指示を受けることができる求職中の方

訓練コース IT基礎科、経理基礎科、医療事務科、介護職員初任者研修科など

訓練場所 宮城県が委託した民間の専門学校など

訓練期間 標準3ヶ月（一部、4～6ヶ月）

受講料 無料

申込先 お住まいの地域を管轄するハローワークの職業相談窓口にてご相談の上、お申し込みください。

お問い合わせ先

各ハローワーク P84参照

宮城県産業人材対策課人材育成第一班 022-211-2762

※宮城県外の場合は、お住まいの地域を管轄するハローワーク、都道府県へお問い合わせ下さい。

4 心と身体のこと

4-1 保健福祉医療一般

4-1-1 医療相談窓口

宮城県内の医療機関等に関する相談は、下記の問い合わせ先で、電話・来庁等によりどなたでも相談できます。

お問い合わせ先

医療なんでも相談 022-211-3456

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)8時30分から12時, 13時から17時15分

宮城県各保健所(仙台市を除く) P80参照

仙台市医療相談窓口 022-214-0018

平日(祝日・年末年始を除く)9時から12時, 13時から15時

※面談は完全予約制

4-1-2 休日・夜間の医療相談ダイヤル

夜間や休日の急な病気やけがで、救急車を呼んだ方が良いのか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときの相談ダイヤルを開設しています。看護師などが応急方法について助言するほか、受診の必要性、受診可能な医療機関を案内します。

1 こども夜間安心コール

○対象者

概ね15歳未満の子どもの保護者等

○相談時間

毎日 午後7時から翌朝8時まで

○電話番号

・プッシュ回線・携帯電話 #8000 (宮城県に避難している方)

・プッシュ回線以外・PHS 022-212-9390 (宮城県外に避難されている方はこちらをご利用ください)

2 おとな救急電話相談

○対象者

概ね15歳以上

○相談時間

平日/午後7時から翌朝8時まで

土曜日/午後2時から翌朝8時まで

日・祝日/午前8時から翌朝8時まで(24時間)

○電話番号

・プッシュ回線・携帯電話 #7119

・プッシュ回線以外・PHS 022-706-7119

※発信は宮城県内に限定されます。

お問い合わせ先

宮城県医療政策課地域医療第一班 022-211-2622

4-1-3 休日・夜間の急病や、ケガをしたとき

休日や夜間に具合が悪くなった場合の診療を、休日・夜間急患センターのほか、地域の診療所などが当番制で行っています。地域ごとに当番日や診療時間が異なるため、市町村の広報誌や県のホームページ等でご確認ください。

1 休日・夜間急患センター

医療機関名	電話番号	所在地	診療時間
仙台市北部急患診療所	022-301-6611	青葉区	土日祝昼間, 毎夜間
仙台市急患センター	022-266-6561	若林区	土日祝昼間, 毎夜間
仙台市夜間休日こども急病診療所	022-247-7035	太白区	土日祝昼間, 毎夜間
広南休日内科小児科診療所	022-248-5858	太白区	日祝昼間
泉地区休日診療所	022-373-9197	泉区	日祝昼間
石巻市夜間急患センター	0225-94-5111	石巻市	毎夜間
塩釜地区休日急患診療センター	022-366-0630	塩竈市	日祝昼間, 土夜間
名取市休日夜間急患センター	022-384-0001	名取市	土日祝昼夜間
岩沼・亶理地区 平日夜間初期救急外来	070-6635-9454 事前電話必要	岩沼市	月から金夜間
大崎市夜間急患センター	0229-23-9919	大崎市	土昼間, 月から土夜間
仙南夜間初期急患センター	0224-51-9986	大河原町	月から金夜間

2 電話・FAXによる休日・夜間診療案内

電話自動音声及びFAXにより、休日当番医、歯科医及び休日・夜間急患センター等の診療情報を提供しています。

案内地域	電話番号
白石市・角田市・刈田郡・柴田郡・伊具郡	0224-53-3409
仙台市	022-216-9960
名取市・岩沼市・塩竈市・多賀城市・富谷市・亶理郡・宮城郡・黒川郡	022-216-9970
大崎市・栗原市・登米市・加美郡・遠田郡	0229-24-2267
石巻市・東松島市・牡鹿郡	0225-95-3290
気仙沼市・本吉郡	0226-24-2154

お問い合わせ先

宮城県医療政策課地域医療第一班 022-211-2622

4-1-4 薬について知りたい

薬に関する様々な相談に専任の薬事相談員（薬剤師）が無料で応じています。

相談先 くすりの相談室 022-391-1175
 仙台市青葉区落合 2-15-26 薬事情報センター内
 月曜日から金曜日 9時から12時まで・13時から16時まで
 ※直接相談窓口に出向くか、電話で相談してください。

相談内容

薬の副作用、薬の飲み合わせ、漢方薬の使用法、その他薬品に関すること

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照
宮城県薬務課監視麻薬班 022-211-2653

4-1-5 薬局を探したい

宮城県が運営している宮城県薬局検索システム（ミヤギ薬局けんさく）を利用することにより、宮城県内の薬局について、営業日・時間、サービス内容等を検索することができます。

宮城県薬局検索システム <https://www.miyagi-kusuri.jp>
※宮城県薬務課ホームページからも検索することが可能です。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

4-1-6 女性医師による女性の健康相談を受けるには

宮城県は宮城県女医会と仙台市と協働で、女性の健康相談事業を進めています。

事業内容

女性の健康づくり、思春期や更年期に伴う身体的・精神的不調、家庭や職場でのストレス、育児・禁煙など女性が抱える健康問題に女性医師が相談に応じます。相談は無料で、予約制です。

相談会場等

- (1) 仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学をされている方
会 場：エル・ソーラ仙台（仙台市青葉区中央1丁目3-1 AER28F）
面接相談：土曜日（月2回開催。開催日はお問い合わせください。）14時から17時まで
予約制、託児有り
予約電話：090-7075-2525 宮城県女医会女性の健康相談室
月曜日から金曜日の9時から17時まで（祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ先

仙台市健康政策課 022-214-3894

- (2) 仙台市以外にお住まいの方
石巻市、大崎市、塩竈市、栗原市、大河原町等宮城県内各地区で開催します。
なお、相談は予約制で、開催日時については、宮城県のホームページや「県政だより」、市町村の広報誌等でお知らせします。
予約電話：090-5840-1993 宮城県女医会女性の健康相談室
月曜日から金曜日の9時から17時まで（祝日・年末年始は除く）

お問い合わせ先

宮城県健康推進課健康推進第二班 022-211-2624

4-1-7 がん患者・家族の方が相談したいとき

専門の相談員を配置し、がん患者・家族の方の療養等に関する相談を無料でお受けしています。

電話相談 月曜日から金曜日（祝日・休日を除く）9時から16時

面接相談 予約制になりますので、予め電話でご予約ください。

FAX相談 022-263-1548

メール相談 zaitaku-gan@miyagi-taigan.or.jp

お問い合わせ先

宮城県がん総合支援センター 022-263-1560

4-1-8 難病患者や家族が日常生活の相談をしたいとき

電話や面接などによる相談

難病患者やそのご家族の、病気、療養、介護、生活等の様々な悩みについて、宮城県難病相談支援センターや地域の各保健所が無料で相談に応じています。

お問い合わせ先

宮城県難病相談支援センター 022-212-3351

仙台市難病サポートセンター 022-796-9131

電話相談 月曜日から金曜日の10時から17時まで。

毎月第2日曜日と第3土曜日にも相談をお受けします。（11時から16時まで）

面接相談 予約制になりますので、あらかじめ電話でご予約ください。

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

仙台市各保健福祉センター P80参照

※仙台市内にお住まいの方は、仙台市各保健福祉センターへお問い合わせください。

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所へお問い合わせください。

訪問相談

難病により寝たきりや外出もままならない症状の重い方に対し、保健師等が家庭を訪問し、保健、医療、福祉等について無料で相談や情報提供を行います。

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

仙台市各保健福祉センター P80参照

※仙台市内にお住まいの方は、仙台市各保健福祉センターへお問い合わせください。

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所へお問い合わせください。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、リハビリテーションに関する相談に応じています。
相談を希望される方は、市町村、または宮城県各保健福祉事務所にご相談ください。

お問い合わせ先

市区町村保健医療福祉担当課 P78参照

宮城県各保健福祉事務所 P80参照

宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班 022-784-3588

ひきこもり状態にあるご本人やご家族を対象に、電話や来所による相談をひきこもり地域支援センターや保健福祉事務所等で行っています。

お問い合わせ先

宮城県ひきこもり地域支援センター（宮城県精神保健福祉センター内） 0229-23-0024

宮城県ひきこもり地域支援センター南支所（NPO法人わたげの会） 022-393-5226

宮城県各保健福祉事務所 P80参照

仙台市ひきこもり地域支援センター（ほわっと・わたげ） 022-285-3581

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台） 022-265-2191

仙台市各区保健福祉センター（保健所・福祉事務所） P80参照

社会生活環境の複雑多様化等に伴うストレス、心の悩み、精神疾患等の心の健康相談を保健所や精神保健福祉センターで実施しています。

保健所で行う相談

- 1 精神障害者、家族及び一般の方を対象として、電話、来所による相談（所内相談）
- 2 日時、場所を定めて保健所以外の所で行う相談（巡回相談） ※仙台市では行っておりません。
- 3 家庭訪問による、本人の状況、家庭環境等の相談指導
- 4 アルコール関連問題に関する相談、精神障害者の社会復帰に関する相談、ひきこもりに関する相談、その他、保健所は、精神保健福祉行政の第一線機関として宮城県民の精神保健福祉に関する知識の普及等を行っています。

精神保健福祉センターで行う相談

- 精神保健福祉センターでは、精神保健福祉全般の相談を行っているほか、精神保健福祉に関する総合的な技術中核機関として、必要に応じて地域の関係機関と連携した対応を行っています。
- 心の健康に関する相談を受けるための専用電話と相談員を配置しています。

〇こころの相談電話（宮城県精神保健福祉センター）

0229-23-0302（9時から12時、13時から17時／平日のみ・年末年始を除く）

〇はあとライン（仙台市精神保健福祉総合センター）

022-265-2229（10時から12時、13時から16時／平日のみ・年末年始を除く）

〇ナイトライン（仙台市精神保健福祉総合センター）

022-217-2279（18時から22時／年中無休）

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

仙台市各区保健福祉センター（保健所支所）及び総合支所 P80参照

宮城県精神保健福祉センター 0229-23-0021

宮城県精神保健推進室精神保健推進班 022-211-2518

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台） 022-265-2191

仙台市障害者支援課 022-214-8165

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所へお問い合わせください。

4-2-2

自死に関する相談

自死を考えるほどつらい気持ちを抱えている方、自死遺族の方等を対象に、電話や来所による相談を自死対策推進センター等で行っています。

お問い合わせ先

宮城県自死対策推進センター
 (宮城県精神保健福祉センター内) 0229-23-0028
 宮城県各保健所及び同支所 P80参照
 仙台市こころの絆センター(仙台市自殺対策推進センター)
 (仙台市精神保健福祉総合センター内) 022-225-5560
 仙台市各区保健福祉センター(保健所支所)及び総合支所 P80参照

4-2-3

薬物乱用に関する相談

薬物依存に関する相談

1 相談先

- (1) 宮城県精神保健福祉センター 0229-23-0021
- (2) 仙台市精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」 022-265-2191
- (3) 宮城県各保健所及び同支所 (P80参照)
- (4) 宮城県薬務課監視麻薬班 022-211-2653

2 相談日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く毎日電話で対応

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照
 宮城県薬務課監視麻薬班 022-211-2653
 ※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所へお問い合わせください。

4-2-4

アルコール関連問題等の相談

社会生活環境の複雑多様化等に伴い深刻化しているアルコールや薬物の問題、ギャンブル依存等の問題を抱える本人や家族等を対象に、電話や来所による相談(所内相談)、日時、場所を定めて行う巡回相談等を保健所や精神保健福祉センターで実施しています。

断酒会やAA、アラノン等当事者、家族会の紹介も行っています。

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所	P80参照
仙台市各区保健福祉センター(保健所支所)及び総合支所	P80参照
宮城県精神保健福祉センター	0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)	022-265-2191
宮城県精神保健推進室精神保健推進班	022-211-2518
仙台市障害者支援課	022-214-8165

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所へお問い合わせください。

4-2-5 「みやぎ心のケアセンター」とは

みやぎ心のケアセンターは、被災された方々の心の相談や心の健康に関する講話、講演会等を行っています。

心の不調を感じたらご相談ください。

お問い合わせ先

みやぎ心のケアセンター

基幹センター 022-263-6615

石巻地域センター 0225-98-6625

気仙沼地域センター 0226-23-7337

(8時30分から17時30分／平日のみ・年末年始を除く)

4-2-6 日本臨床心理士会の電話相談

ご相談頂ける内容

被災者の方々の、被災に伴う精神的な悩み・問題に関すること

支援活動に関係する方々の精神的なサポートに関すること

PTSDなどに関する啓発的支援

原発損壊に伴う各種不安に対する啓発的支援

相談員：臨床心理士

一般社団法人日本臨床心理士会

臨床心理士による電話相談 03-3813-9990 毎週金曜日の9時から12時（祝日を除く）

毎週月曜日から金曜日の19時から21時（祝日を除く）

4-2-7 いのちの電話ダイヤル

不安な気持ち、つらいこと。話してみませんか。

仙台いのちの電話 022-718-4343（年中無休24時間）

※毎月10日（午前8時から翌朝8時）は、自殺予防いのちの電話0120-783-556（フリーダイヤル）を実施しています。

4-2-8 摂食障害に関する相談

摂食障害に悩んでいるご本人やご家族等を対象に、専門的な相談を行っています。

宮城県摂食障害治療支援センター

相談方法

電子メール eds-miyagi@shinryonaika.hosp.tohoku.ac.jp

電話 022-717-7328（火曜、水曜、木曜（祝日を除く）10時30分～17時）

※状況を正確に把握するため、電子メールによる相談を優先してご利用願います。

※システムの都合上、携帯電話からのメールには返信できない場合があります。一週間以上お返事がない場合には、直接お電話でお問い合わせください。

4-3 高齢者の保健福祉

4-3-1 高齢者の介護や保健・福祉サービスの利用に関する相談

寝たきりや認知症の高齢者の介護についての相談や、市町村で実施している保健・福祉の公的サービスについて知りたい場合は、市町村福祉担当窓口又は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

利用できる方

どなたでも利用できます。

相談の内容

- 1 在宅での介護に関すること
(例) 介護の方法, 介護機器の利用等
- 2 介護保険に関すること
(例) ホームヘルパー, ショートステイ, デイサービス等の在宅サービスの利用や特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設等の施設サービスの利用等
- 3 保健・福祉の公的サービスに関すること
(例) 健康相談, 介護予防, その他自立高齢者のための介護保険外の保健福祉サービス等
- 4 認知症高齢者に関する相談
- 5 その他保健・福祉に関する相談

お問い合わせ先

各市区町村保健医療福祉担当課 P78参照

最寄りの地域包括支援センター

宮城県長寿社会政策課	企画推進班	022-211-2536
	介護人材確保推進班	022-211-2554
	施設支援班	022-211-2549
	地域包括ケア推進班	022-211-2552
	運営指導班	022-211-2556

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村、都道府県等へもお問い合わせください。

4-3-2 介護保険

介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供する仕組みです。

介護保険制度の運営主体（保険者）は、市町村です。

介護保険のサービスを利用したときは、その費用の一部（1～3割）を自己負担します。また、施設でのサービスを利用した場合には、費用の一部（1～3割）のほかに住居費や食費も負担します。

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受けることが必要となります。

- 1 市町村への要介護認定の申請
介護保険担当窓口へ申請します。
- 2 認定調査及び主治医の意見
家庭等を訪問し、心身の状況などについて調査します。主治医に傷病や介護に関する意見を求めます。
- 3 介護認定審査会による審査・判定
市町村の介護認定審査会で、認定調査の結果や主治医意見書などから、介護の度合い等を審査・判定します。
- 4 市町村による決定及び通知
介護認定審査会の審査・判定の結果により認定を行い、その結果を通知します。
- 5 ケアプランの作成
どのような介護サービスを受けるかという計画（ケアプラン）を介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談して決めます。
- 6 介護サービスの利用
サービスを利用します。利用者は費用の一部（1～3割）を負担します。施設サービスの場合、居住費・食費についても利用者負担があります。

お問い合わせ先

各市町村介護保険担当課	P78参照
宮城県長寿社会政策課 地域包括ケア推進班	022-211-2552
運営指導班	022-211-2556

※宮城県外の場合は、お住まいの市区町村、都道府県へもお問い合わせください。

4-3-4 介護保険で利用できるサービス

在宅サービス

サービスの種類	サービス内容
①訪問介護	入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯、買い物などの生活援助を行うサービス
②訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービス
③訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等による健康チェックや療養上の世話、診療補助を行うサービス
④訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士等による機能回復のための訓練を行うサービス
⑤居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行うサービス
⑥通所介護	デイサービスセンター等の施設で入浴、食事、日常動作訓練等を行うサービス
⑦通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	介護老人保健施設や医療施設で理学療法士等が機能回復訓練を行うサービス
⑧短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	介護の必要な方を短期間、特別養護老人ホーム等で介護、日常生活の世話をするサービス
⑨短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	医学的管理の必要な方を短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等で介護するサービス
⑩特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム等において、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑪福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービス
⑫特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)	入浴、排泄用の福祉用具を購入した場合に費用の一部を支給するサービス
⑬住宅改修費 (介護予防住宅改修費)	手すりの取り付け、段差解消等居住する住宅を改修した場合に費用の一部を支給するサービス
⑭居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアプランの作成、事業者との利用調整のサービス (自己負担なし)

※介護予防サービス (「サービスの種類」欄に (カッコ) 書きで記載) は、要支援者を対象に介護予防を目的として提供されるサービスです。

※⑪福祉用具貸付 (介護予防福祉用具貸与) は、要支援者及び要介護 1 の方は一部の福祉用具が原則対象外となります。

施設サービス

サービスの種類	サービス内容
①指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおけるサービス
②介護老人保健施設	老人保健施設におけるサービス
③指定介護療養型医療施設	療養病床等におけるサービス
④介護医療院	介護医療院におけるサービス

※施設サービスは、要支援と認定された方は利用できません。

※①指定介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護 3 以上の方が対象です。

地域密着型サービス

サービスの種類	サービス内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問または通報により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
③地域密着型通所介護	利用定員18人以下のデイサービスセンター等の施設で入浴、食事、日常動作訓練等を行うサービス
④認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の方に対してデイサービスセンター等の施設で入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑤小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	心身の状況や生活環境に応じて、在宅や通所、短期宿泊により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑥認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が共同生活を営む住居で、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑦地域密着型特定施設 入居者生活介護	入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等において食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑧地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員29人以下の特別養護老人ホームにおけるサービス
⑨看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を組み合わせ、状態に応じた通い・泊まり・訪問(介護・看護)を柔軟に提供するサービス

※介護予防サービス(「サービスの種類」欄に(カッコ)書きで記載)は、要支援者を対象に介護予防を目的として提供されるサービスです。

※⑥のうち介護予防認知症型共同生活介護は、要支援1の方は利用できません。

※⑧地域密着型介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

お問い合わせ先

各市区町村介護保険担当課 P78参照
 宮城県長寿社会政策課 地域包括ケア推進班 022-211-2552
 運営指導班 022-211-2556

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村、都道府県へもお問い合わせください。

4-3-5 介護保険の減免

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域内に住所を有する方等の介護サービス利用者については、介護サービス利用の際の自己負担額の免除等の特例措置が設けられています。

減免を受ける際は、各市区町村に減免申請書を提出する必要があります。詳しくは、各市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各市区町村介護保険担当課 P78参照
 宮城県長寿社会政策課企画推進班 022-211-2536

※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村、都道府県へもお問い合わせください。

4-4 児童の保健福祉

4-4-1 発育・発達に関する不安や悩みごとの相談

発育や発達に関する相談や悩み事について、専門の医師や作業療法士・理学療法士、保健師等が、相談に応じます。

相談先：各市区町村母子保健担当課，居住地の管轄保健所

対象者

乳幼児から18歳未満までの発育や発達の悩みや不安を抱える子ども及び保護者
子ども及び保護者に関わる，保健，福祉及び教育機関の担当者

相談方法

- 1 市町村，保健所において発育や発達に関する相談を行います。
- 2 生活の場に出向いて生活の質（QOL）を高めるための日常生活訓練指導等を行いません。

費用・手続き

相談料は無料です。特別な手続きはありません。電話，あるいは市町村に出向いて相談の予約をしてください。

その他

市町村，学校，心身障害児等通園事業施設など身近な機関と連携をして事業を進めております。
身近な機関を経由しても当該相談は利用できます。

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

※宮城県外にお住まいの場合は，お住まいの市町村等へお問い合わせください。

4-4-2 子どものことの相談

児童（0歳から18歳未満）の保健・福祉に関する諸問題について相談に応じています。
※どんな事でもお気軽に相談下さい。個人の秘密は必ず守ります。

相談機関

- 1 宮城県各保健福祉事務所 P80参照
家庭相談員，保健師が対応
家庭における児童の福祉，学校生活に関する相談，心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の相談，心の悩みや登校拒否・ひきこもりなどの問題行動，性に関する悩みや青少年への対応
- 2 子ども総合センター 022-784-3576・3578
児童精神科医などによる診療，指導（予約制）及びデイケアの実施（子どもメンタルクリニック）
- 3 各児童相談所 P80参照
児童福祉司・児童心理司等の専門職員が対応（専門相談は予約が必要）
- 4 児童家庭支援センター（旭が丘学園附置） 0226-22-6677
相談・支援担当者，心理療法等担当職員が対応

※市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課でも相談に応じます。P78，80参照

※県外にお住まいの場合は，お住まいの地域の保健福祉事務所，児童相談所へお問い合わせください。

4-4-3 子どもの心のケア

震災により子どもたちが受けた被災ダメージは，今後もいろいろな形で表れてくるものと考えられています。

宮城県では，児童精神科医による医療的なケアのほか，助言や支援，支援者向け研修会の開催などを行っています。

子どもの様子が気になる場合には，専門機関への受診・相談を利用ください。

お問い合わせ先

子ども総合センター附属診療所 022-784-3575 初診の方は 022-784-3576
受付時間8時30分から17時15分（土曜日，日曜日，祝日を除く）

各児童相談所 P80参照

みやぎ心のケアセンター P36参照

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台） 022-265-2191
（仙台市内にお住まいの方が対象です。）

※各市区町村保健福祉担当課，宮城県各保健福祉事務所でも相談に応じます。
P78，80参照

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの地域の児童相談所，市区町村，都道府県等へお問い合わせください。

4-4-4 保育所に子どもを預けるには

保育所や小規模保育，家庭的保育等は，保護者の就労や疾病等の事由で家庭での保育を受けられない乳児から小学校入学前までの子どもを預かり，保護者に代わって保育する施設等です。保育料は，保護者の方の市町村民税額などにより，市町村が定めています。利用の申し込みは，各市町村の福祉担当課で随時受け付けています。

（利用の際，各市町村で保育認定を受ける必要があります。）

保育所：0～5歳の子どもを預かります。

小規模保育：少人数（定員6～19人）を対象に0～2歳の子どもを預かります。

家庭的保育：少人数（定員5人以下）を対象に0～2歳の子どもを預かります。

※1 受入れ年齢は市町村または各施設等に確認願います。

※2 これらの施設以外にも，認定こども園や事業所内保育，居宅訪問型保育があります。

※3 3～5歳児，住民税非課税世帯の0～2歳の子どもは無償化の対象となります。

お問い合わせ先

各施設等

各市区町村福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

4-4-5 一時的に保育所等に子どもを預けるには

在宅で子育てをしている家庭において保護者の急病や育児疲れの解消等のために一時的に保育が必要になった場合、主として昼間において保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に子どもを預かります。

事業の利用等

利用申し込みは、あらかじめ市町村の保育所担当課に相談願います。利用料は、市町村または各施設等で設定しています。

お問い合わせ先

各市区町村福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

4-4-6 保育料の減免・免除

東日本大震災で被災した、保育所等利用児童世帯の経済的な負担を軽減するため、市町村では、保育料の減額免除を実施する場合があります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

※令和2年度までで終了

お問い合わせ先

各市区町村福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

4-4-7 未成年後見人制度

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う方がない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、選任します。

お問い合わせ先

仙台家庭裁判所 022-745-6090

手続案内の受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く。)
9時から15時まで(昼休みを除く。)

仙台弁護士会 子ども電話相談窓口 022-263-7585

受付時間:月曜日から金曜日 9時30分から16時30分

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の家庭裁判所、弁護士会へお問い合わせください。

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。

里親には「親族里親」「養育里親」などがあり、里親としての登録が必要です。里親として登録を希望する方は、児童相談所に相談ください。

親族里親

児童の扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である方が児童の養育を希望し、里親になった場合。
一般生活費（月額60,810円）、
教育費（小学生月額2,210円、中学生月額4,380円）
等が支給。

養育里親

親族里親に該当しない方が児童の養育を希望し、里親になった場合。
親族里親に支給される生活費、教育費のほか、
里親手当（月額90,000円）
等が支給。

お問い合わせ先

児童相談所 P80参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の児童相談所へお問い合わせください。

医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給するものです。

※所得に応じて、市町村から費用の一部負担徴収があります。

対象者

指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた、宮城県内に居住する未熟児

申請手続

未熟児の保護者が、未熟児の居住地の市町村の窓口で申請を行います。

費用負担額

対象となる未熟児の扶養義務者すべての方の前年度所得に応じた額となります。市町村から送付される納付書により納付します。

※お住まいの市町村によって納付方法が異なることがあります。詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

給付方法等

市町村から交付された「養育医療券」を指定養育医療機関に提出することにより給付を受けます。給付を受けることにより、医療機関窓口での医療費負担金支払がなくなります。

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市町村へお問い合わせください。

助成対象

次の条件に該当する方が助成を受けることができます。

- 1 保護者または児童が宮城県内に住所を有していること
- 2 保護者が各市町村が定める対象年齢にある児童を養育していること

※お住まいの市町村によって、助成対象年齢が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

助成を受けられない場合

保護者の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

※お住まいの市町村によって、所得制限が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

助成範囲

各種医療保険の対象となる医療費の自己負担分が助成されます。

※お住まいの市町村によって助成範囲が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

支給手続き

乳幼児医療費の助成を受けるには、申請をする必要があります。お住まいの市（区）役所・町村役場で手続きをし、「乳幼児医療費助成受給者証」の交付を受けてください。

助成方法

市（区）役所・町村役場から交付される「乳幼児医療費助成受給者証」と保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出して受診します。

宮城県外で受診した場合等には、自己負担分を医療機関の窓口へ支払い、助成申請書をお住まいの市（区）町村担当課へ提出して助成を受けます。

※お住まいの市（区）町村によって、窓口負担がある場合があります。詳しくは、市（区）町村の担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ先**各市区町村保健医療福祉担当課 P78参照**

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来において障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実なる治療効果が期待しうる医療の一部を公費負担する制度です。

※障害者総合支援法に基づき、原則一割負担となりますが、受給者等の所得に応じて、1ヶ月あたりの自己負担上限額が設定されます。

対象となる障害

- 1 肢体不自由
- 2 視覚障害
- 3 聴覚, 平衡機能障害
- 4 音声, 言語, そしゃく機能障害
- 5 心臓機能障害
- 6 腎臓機能障害
- 7 小腸機能障害
- 8 肝臓機能障害
- 9 呼吸器, ぼうこう, 直腸, その他の先天性内臓障害
- 10 免疫機能障害

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合, お住まいの地域の市町村へお問い合わせください。

4-4-12 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病のうち, 国が定めた特定の疾病に罹患されている子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

対象者

18歳未満の児童等(ただし, 18歳到達時点で認定を受けており, 引き続き治療が必要であると認められる場合は, 20歳未満の者も対象)

対象疾病

下記の疾患群に含まれる個別の対象疾病があります。詳しくは主治医, 医療機関の窓口, 又は保健所に相談ください。申請に対しては認定基準に基づいて審査が行われ, 認定された場合には医療受給者証を交付します。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 悪性新生物 | 10 免疫疾患 |
| 2 慢性腎疾患 | 11 神経・筋疾患 |
| 3 慢性呼吸器疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |
| 5 内分泌疾患 | 14 皮膚疾患 |
| 6 膠原病 | 15 骨系統疾患 |
| 7 糖尿病 | 16 脈管系疾患 |
| 8 先天性代謝異常 | |
| 9 血液疾患 | |

お問い合わせ先

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

仙台市各保健福祉センター P80参照

※仙台市内にお住まいの方は, 仙台市各保健福祉センターへお問い合わせください。

※宮城県外にお住まいの場合, お住まいの地域の保健所等へお問い合わせください。

妊娠中の健康管理や産後の生活指導，育児に関する相談に応じます。

母子健康手帳の交付

妊娠した場合，市町村役場へ妊娠届を出す市町村から母子健康手帳が交付されます。この手帳は，妊娠，出産の状態，生まれた子どもの発育の経過など母と子どもの健康状態を記録するものです。

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの市町村へお問い合わせください。

妊婦健康診査の助成

妊婦の健康を守り，丈夫な赤ちゃんが生まれるように，妊婦健康診査に助成しています。

市町村に妊娠届け出をすると母子健康手帳と併せて母子健康手帳別冊が交付されます。

この別冊には，妊婦一般健康診査票が14回分綴じ込まれており，これを持って妊婦自身が希望する登録医療機関を受診すると妊婦健康診査の助成を受けることができます。

ただし，検査の内容により，公費負担限度額（妊婦一般健康診査票に記載されています）を超える場合には，超えた分は自己負担となります。

診査の内容

産科的診察，臨床検査（国が推奨している標準的な検査項目等を行います），保健指導

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの市町村へお問い合わせください。

妊産婦の訪問指導

健康診査等を受けて，家庭生活や食事等についての指導や妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症），貧血，流産の予防に関する指導が必要とされた妊婦や産婦の相談です。

また，妊娠に関する不安や心配，産後のマタニティーブルー等の相談にも応じます。

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの市町村へお問い合わせください。

新生児・未熟児の訪問指導

母子手帳別冊に綴られている出生連絡票を市町村役場に送ってください。

保健師や助産師等が訪問し，赤ちゃんの発育，授乳，病気の予防等，育児についての相談に応じています。

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの市町村へお問い合わせください。

妊娠高血圧症候群等療養援護費

妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合，その療養に要す

る費用の一部を支給するものです。

※所得により制限があります。

また、入院による医療が終了した日以後30日以内の申請が必要です。

お問い合わせ先

仙台市各区母子保健担当課 P78参照

宮城県各保健所及び同支所 P80参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの地域の保健所、都道府県へお問い合わせください。

○乳幼児の健康診査

乳幼児の健全な発育、発達のために、次のような健康診査や検査を行っています。

先天性代謝異常等検査

対象：生後4～6日の赤ちゃん

内容：知的障害などの心身障害の一因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し治療するための検査

お問い合わせ先

産婦人科

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの都道府県・政令市へお問い合わせください。

乳児一般健康診査

対象：生後2ヶ月、生後8ヶ月から9ヶ月

内容：母子健康手帳別冊に添付された乳児一般健康診査受診票を提示し、登録医療機関にて受診

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市町村へお問い合わせください。

乳児健康診査

対象：生後3ヶ月から4ヶ月

内容：乳児の心身の発育、発達を促すための健康診査

※仙台市では、4～5ヶ月児を対象に、登録医療機関にて実施

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市町村へお問い合わせください。

1歳6ヶ月児健康診査及び3歳児健康診査

対象：1歳6ヶ月児及び3歳児

内容：1歳6ヶ月児及び3歳児の発育発達を促すための健康診査

お問い合わせ先

各市区町村母子保健担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市町村へお問い合わせください。

4-4-14 石巻圏域子ども・若者総合相談センター

ひきこもり，ニート，不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者やそのご家族等を対象に，相談を実施しています。

○対象者

石巻圏域（石巻市，東松島市，女川町）にお住まいの，ひきこもり，ニート，不登校など社会生活上，困難を抱えた概ね30歳代までの子ども・若者及びそのご家族等

○相談時間

火曜日から土曜日 午前11時から午後6時まで

（日曜日，月曜日，祝日，8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日は休み。）

○電話番号

0120-255-820

電話等による相談予約後，センターで面談相談を行います。

4-5 ひとり親家庭，女性・男性への支援

4-5-1 ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭支援員

宮城県では，宮城県内の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置しています。ひとり親家庭や寡婦の方が抱えるいろいろな問題や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付等に関して相談に応じています。

電話相談（宮城県母子・父子福祉センター内） 9時から17時

宮城県では，平日には仕事や家事に追われ時間的余裕がないため，各種相談を受けることができないひとり親家庭や寡婦の方々のために，日曜日を相談日として，電話で相談に応じています。

特別相談

宮城県では，ひとり親家庭や寡婦の方々が，生活上抱えている諸問題のうち専門的に解決を要すると思われる離婚，親権，養育費等の相談について，弁護士に直接相談できるよう，宮城県母子・父子福祉センター及び県合同庁舎内において特別相談を実施しています。

実施場所及び回数

- ・宮城県母子・父子福祉センター 年12回（要予約）
- ・宮城県合同庁舎開催 年12回（気仙沼，登米，石巻，要予約）

お問い合わせ先

宮城県母子・父子福祉センター 022-295-0013（休館日 火曜日，土曜日）

1 女性相談センター

女性の抱えている悩みごとや困りごと（例：夫や恋人等の暴力で困っている、家庭内の問題で悩んでいるなど）の相談に応じています。

相談は来所、電話いずれでも結構です。

相談内容によっては、他の専門機関の紹介も行います。

最寄りの宮城県各保健福祉事務所や各市福祉事務所にもお気軽に相談ください。

お問い合わせ先

宮城県女性相談センター 相談電話 022-256-0965

受付時間：8時30分から17時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

※来所相談は予約制になっています。まずはお電話下さい。

2 みやぎ男女共同参画相談室（宮城県共同参画社会推進課内）

お問い合わせ先

022-211-2570

受付時間：8時30分から16時45分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み、毎月第2・第4火曜日（12時～16時）はLGBT相談のため除く）

3 みやぎ夜間・休日DVほっとライン

お問い合わせ先

022-725-3660

受付時間：毎週木・土曜 17時30分から21時（祝日、年末年始を除く）

毎週日曜 13時から17時（祝日、年末年始を除く）

4 警察への相談

お問い合わせ先

#9110 又は最寄りの各警察署へ相談下さい

5 仙台市女性への暴力相談電話

お問い合わせ先

022-268-5145 受付時間：月・水～金曜 9時から17時

火曜 9時から19時

（祝日、年末年始を除く）

6 女性の人権ホットライン（仙台法務局）

お問い合わせ先

0570-070-810（ナビダイヤル） 受付時間：平日 8時30分から17時15分

7 エル・ソーラ仙台「女性相談」

※原則として仙台市内に在住、または通勤・通学の方が対象です。

お問い合わせ先

電話相談 022-224-8702

受付時間 9時から15時30分(火曜日、日曜日、祝日、休館日、年末年始を除く)

面接相談(要予約)

受付時間[予約・問合せ]9時から17時(日曜日、祝日、休館日、年末年始を除く)

※火曜日のみ21時まで受け付けています。

※面接時間帯はお問い合わせください。

4-5-3

ひとり親家庭が医療費の助成を受けるには

受給資格

次の条件に該当する方が手当を受けることができます。

1 次のいずれかに該当すること

- ・配偶者と死別して現に婚姻をしていない
- ・配偶者と離婚して現に婚姻をしていない
- ・配偶者の生死が明らかでない
- ・配偶者から遺棄されている
- ・配偶者が海外にあるためその扶養を受けられない
- ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている
- ・配偶者が長期にわたって拘禁されている
- ・婚姻によらないで母(父)となった女子(男子)で現に婚姻していない
- ・父母のない児童

2 18歳に到達した後の最初の3月までの児童であること又は、その児童を養育していること

助成範囲

各種医療保険の対象となる医療費の自己負担額から通院の場合で1件1,000円、入院の場合で1件2,000円を控除した額が助成されます。

支給手続き

助成を受けるには申請をする必要があります。お住まいの市(区)役所・町村役場で手続きをし、「母子・父子家庭医療費受給者証」の交付を受けてください。

助成方法

市町村から交付される「母子・父子家庭医療費受給者証」と保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出して受診します。

自己負担額を医療機関の窓口で支払い助成申請書を提出します。

後日、お住まいの市町村から助成額が支払われます。

※助成対象年齢や所得制限、助成範囲がお住まいの市町村によって異なる場合があります。詳しくは、市(区)町村の担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各市区町村保健医療福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

ひとり親家庭等就業支援講習会／就労支援セミナー

ひとり親家庭の父母や寡婦の方が自立した生活を送られるよう、必要な知識・技術の修得や資格を取得するための講習会等を開催しています。

お問い合わせ先

宮城県母子・父子福祉センター 022-295-0013（休館日 火曜日、土曜日）

宮城県自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母が介護職員研修や医療事務等の対象講座を受講した場合に、その費用の一部を支給しています。

対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- 2 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- 3 原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の訓練給付金の支給を受けていない

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※最寄りのハローワーク又は厚生労働省ホームページで確認できます。

支給額 受講費用の60%

（上限20万円 ※専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合：修学年数×20万円 上限80万円）

雇用保険法等の規定による一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けた方は、当該教育訓練給付金との差額を給付します。

お問い合わせ先

市(区)にお住まいの方 各市(区)ひとり親福祉担当課 P78参照
 町村にお住まいの方 宮城県各保健福祉事務所 P80参照

宮城県高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が対象資格を取得する場合に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給しています。

対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- 2 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- 4 原則として、過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給期間及び支給額

1 高等職業訓練促進給付金

修業期間の全期間（上限4年間※）最大で月額10万円を支給

修業期間の最後の12か月は、4万円を増額

※4年課程以上の履修が必要となる資格のみ上限4年間

2 高等職業訓練修了支援給付金

養成機関の修了日以後に、最大5万円を支給

お問い合わせ先

市(区)にお住まいの方 各市(区)ひとり親福祉担当課 P78参照

町村にお住まいの方 宮城県各保健福祉事務所 P80参照

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用し、養成機関に在学して就職に有利な資格取得をめざす県内のひとり親の方に、必要な資金を貸し付けます。

貸付内容

入学準備金（上限50万円）、就職準備金（上限20万円）

※返還の免除

養成機関を修了し、かつ資格取得の日から1年以内に就職し、5年間引き続き就業するなど一定の要件に該当する場合、返還が免除されます。

お問い合わせ先

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 022-399-8844

宮城県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者等で実施する講座の受講費用の一部を支給します。

対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母及びその児童で、次の要件を満たす方。

- 1 ひとり親家庭の父母が児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- 2 試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる
- 3 過去に当該合格支援事業の給付金を受けていない
- 4 大学入学資格を有していない

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座で知事が適当と認めたもの。

支給額

受講修了時給付金 受講費用の40%（上限10万円）

合格時給付金 受講費用の20%（上限上記と合わせて15万円）

お問い合わせ先

市(区)にお住まいの方 各市(区)ひとり親福祉担当課 P78参照

町村にお住まいの方 宮城県各保健福祉事務所 P80参照

みやぎ男女共同参画相談室

男女共同参画に関する様々な悩みを相談できる窓口です。

お問い合わせ先

一般相談(性別を問いません) 022-211-2570

[電話相談・面接相談]受付時間:8時30分～16時45分

(土曜日, 日曜日, 祝日, 年末年始, 下記LGBT相談時間を除く)

※面接相談は予約制です。一般相談の 022-211-2570 でご予約下さい。

女性弁護士による法律相談(性別を問いません)

[面接相談]受付時間:毎月第4木曜日13時～16時30分

※予約制です。一般相談の 022-211-2570 でご予約下さい。

男性相談員による男性相談 022-211-2557

[電話相談・面接相談]受付時間:毎週水曜日 12時～17時

(祝日, 年末年始を除く)

※面接相談は予約制です。男性相談の 022-211-2557 でご予約下さい。

LGBT(性的マイノリティ)相談 022-211-2570

[電話相談・面接相談]受付時間:毎月第2・第4火曜日 12時～16時

(祝日, 年末年始を除く)

※面接相談は予約制です。一般相談の 022-211-2570 でご予約下さい。

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

※令和3年1月より制度改正(年齢制限の撤廃, 助成額の増額等)予定としておりますので、詳細につきましては、お問い合わせ先へご確認願います。(令和3年1月1日以降に終了した治療が対象)

助成対象

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に判断された法律上の婚姻をしている夫婦

助成を受けられない場合

所得が730万円(夫婦合算の所得ベース)以上であるときは、助成を受けることができません。

対象となる治療

体外受精及び顕微授精(以下、「特定不妊治療」といいます。)

給付の内容

(1) 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等については7.5万円まで)助成する。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の

初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回（40歳以上43歳未満であるときは通算3回）まで。ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には助成しない。

- (2) (1)のうち、初回の治療に限り30万円まで助成（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は除く）。
- (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき15万円（初回15万円加算）まで助成（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は除く）。

お問い合わせ先

- ・仙台市にお住まいの方は、各区役所家庭健康課
- ・仙台市以外にお住まいの方は、住所地を管轄する宮城県各保健所及び同支所
- ・子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532

4-6 障害者の保健福祉

4-6-1 障害についての相談

1 宮城県保健所、市（社会）福祉事務所、町村保健福祉担当課

(1) 身体障害者の福祉

- ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

障害福祉サービス、補装具、日常生活用具の給付などの各種相談、心身障害者医療費助成、自立支援医療（更生医療）、身体障害者手帳の申請などに関する相談

(2) 知的障害者の福祉

- ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

障害福祉サービス、日常生活用具の給付などの各種相談、心身障害者医療費助成、療育手帳の申請に関する相談

(3) 精神障害者の保健福祉

- ・市町村保健福祉担当課

自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び障害福祉サービス等に関する相談

- ・宮城県保健所

上記以外の相談、地域生活支援等

(4) 難病患者の福祉

- ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

障害福祉サービス、補装具、日常生活用具の給付などの各種相談

(5) 障害児の福祉

- ・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具、各種手帳の申請等に関する相談

2 リハビリテーション支援センター 022-784-3587

身体障害者・知的障害者の専門的相談・判定・手帳交付

障害者総合支援法による補装具（義肢・装具・車いす等）の処方・判定

地域リハビリテーションに関する相談

高次脳機能障害に関する相談

障害者の医療相談（外来診療）

3 精神保健福祉センター 0229-23-0021

精神保健福祉の専門的な相談

精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究

自立支援医療（精神通院医療）の認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付

4 夜間こころの相談窓口 0229-23-3703

夜間において、こころの悩み等の相談に応じています。

・通年：17時から2時

5 宮城県児童相談所（問い合わせ先は、P80参照）

18歳未満の障害児の各種相談、指導、助言

専門的、総合的な判定

福祉型・医療型障害児入所施設などの児童福祉施設への入所手続き

6 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 022-376-5306

7 仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」 022-375-0110

仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」 022-247-3801

発達障害に関する相談支援

発達障害のある方の発達（療育）支援、就労支援

発達障害に関する知識の普及啓発、研修

8 障害者でんわ相談室 022-296-5053

障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、身体の影響や財産侵害に関すること、家庭や職場での人間関係など、生活全般に渡る様々な相談に応じています。

日曜日、月曜日 12時から17時 精神障害者

水曜日、木曜日 12時から17時 身体障害者

金曜日、土曜日 12時から17時 知的障害者

※時間外、火曜日、祝日、年末年始は留守番電話・ファクシミリ対応

9 相談支援事業所

障害のある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障害者などの意向を勘案した上で、サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行います。

お問い合わせ先

各市区町村障害福祉担当課 P78参照

4-6-2 障害児（者）を一時的に預かってもらうには

障害児（者）を介護している家族等が、家庭の事情で一時的に介護出来なくなる場合に施設でお預かりする制度（短期入所事業等）があります。

宿泊を伴う場合（短期入所（ショートステイ））

利用には、介護給付費の支給決定（受給者証）が必要です。実施事業所や利用料金などについては、お住まいの市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課にお問い合わせください。

- 1 利用できる方 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児
- 2 利用できる施設 短期入所事業所
- 3 利用期間 受給者証に定める日数

日帰りの場合（日中一時支援事業）

各市町村ごとに事業を実施しています。実施事業所や利用料金などについては、お住まいの市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課にお問い合わせください。

- 1 利用できる方 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児等
- 2 利用できる施設 日中一時支援事業所として、市町村が指定（登録）した障害福祉サービス事業所等
- 3 利用期間 日中（時間単位）

お問い合わせ先

各市区町村福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

4-6-3 視聴覚障害者に対する支援

視覚障害者向け

1 県政情報の提供

「みやぎ県政だより」点字版・音声版の発行

宮城県の施策や地域の情報を中心に、点字と音声による広報紙を発行しています。

お問い合わせ先

（公財）宮城県視覚障害者福祉協会 022-257-2022

2 点字図書、録音図書の貸出

「宮城県視覚障害者情報センター」

点字図書、録音図書（カセットテープ）、デージー図書（CD）の貸出を行っています。費用は無料ですが、初めて利用される場合は利用者登録が必要です。

個人的に利用する私的な図書や日常生活で利用する説明書（例テレビ、冷蔵庫などの電化製品、携帯電話等）を点字版または録音版にして提供します。費用は無料ですが、点字用紙、カセットテープ、CD代の実費のみ負担していただきます。

お問い合わせ先

宮城県視覚障害者情報センター 022-234-4047

聴覚障害者向け

1 手話通訳・要約筆記者等の派遣

コミュニケーションを図るために、手話通訳や要約筆記者が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。市町村により利用者負担額は異なります。

お問い合わせ先

各市区町村障害福祉担当課 P78参照

2 情報支援・相談対応

被災聴覚障害者の生活再建に向けた情報発信や相談支援等を行うため、相談支援をはじめ、生活関連情報、社会参加情報などをインターネット等を通じて配信しています。相談等には費用はかかりません。

お問い合わせ先

宮城県聴覚障害者情報センター(愛称:みみサポみやぎ)
相談専用 022-393-5503(FAX 兼用)

4-7 災害公営住宅等サポートセンター

災害公営住宅等サポートセンターは、被災市町が災害公営住宅の集会所等を活用して設置しており、みなし仮設住宅や災害公営住宅等に入居する高齢者や子育て世帯などが安心して暮らせるよう、入居者の総合相談や巡回訪問など地域の見守り活動の拠点となっています。また、被災者同士や支援者とのコミュニティの構築・維持のための地域交流サロンや配食サービスなど、地域の状況に応じた支援を実施しています。

令和2年4月現在、宮城県内10の市町で28ヶ所の災害公営住宅サポートセンターなどの支援拠点が開設されています。

お問い合わせ先

宮城県社会福祉課地域福祉推進班 022-211-2519
各市町災害公営住宅等サポートセンター P85参照

5 子育て・教育のこと

5-1 子どもたちがのびのびと遊べる場所は

安全な環境の中で、遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにするため、次のような施設がありますので、お気軽にご利用ください。

児童館・児童センター

設備：集会室や遊戯室、図書室などを備えています。

活動内容：児童の遊びを指導する方（以下「児童厚生員」という。）が置かれ、子どもの自主性、社会性、創造性が育つように遊びの指導をしています。また、映画祭、児童館まつりなど各種行事も行っています。

児童遊園

子どもたちの身近な遊び場として、広場、遊具（ブランコ、砂場、滑り台など）が設けられた屋外の施設です。

児童厚生員が巡回し、遊びの指導を行います。

地域子育て支援センター

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスを行っています。

お問い合わせ先

各市区町村福祉担当課 P78参照

※宮城県外にお住まいの場合、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

5-2 教育相談（スクールカウンセラー等）

東日本大震災により被災し、心のケアが必要な児童生徒、お子さんの事でお悩みの保護者の方は、教育相談を受けることができます。

また、就学や進路についての悩み、転学による悩み、不登校等に関する悩み、非行、しつけ、子育てなどの相談にも応じます。

各学校のスクールカウンセラーによる教育相談

対象者：公立小・中・高等学校の児童生徒及び保護者

申込先：各学校

事務所専門カウンセラーによる教育相談

電話による相談、来所相談（予約制）

対象者：公立小・中学校の児童生徒及び保護者

申込先：各教育事務所 P87参照

電話による教育相談（宮城県総合教育センター）

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時（年末年始休み）

1 不登校相談ダイヤル（家族や教員、相談員等からの不登校に関する悩み）

022-784-3567

2 子どもの相談ダイヤル（子供からの悩みごと相談、家族や教員等からの子供に関する悩み）

022-784-3568

- 3 24時間子供SOSダイヤル（24時間いつでもつながります（いじめ等の悩み）。）
0120-0-78310

お問い合わせ先

宮城県教育庁義務教育課指導班 022-211-3645

5-3 子どもからの相談窓口

子どもの人権110番

子どもに関する人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が電話により対応します。子どもも大人も利用できます。

お問い合わせ先

法務省子どもの人権110番 0120-007-110
毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）8時30分から17時15分

チャイルドライン

子ども自らが抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。
18歳までの子どもだけが利用できます。

お問い合わせ先

チャイルドライン 0120-99-7777
毎週月曜日から土曜日（年末年始除く）16時から21時

教育相談（教育庁各課相談員、専門家チーム等）

教育庁内に心のケア、いじめ及び不登校等についての相談窓口を設置しています。また、東部教育事務所及び大河原教育事務所内に設置した「児童生徒の心のサポート班」では、教育職・心理職・福祉職等の専門家が電話相談や来所相談に応じます。

心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームによる教育相談（電話相談）

対象者：公立小・中・高等学校、特別支援学校の保護者、教職員
平日：8時30分から17時15分まで

学校支援パートナー（相談員）相談窓口（電話番号）			
総務課	022-211-3610（直通）	大河原教育事務所	0224-53-3111（内線570）
教育企画室	022-211-3609（"）	仙台教育事務所	022-275-9111（内線2515）
教職員課	022-111-3635（"）	北部教育事務所	0229-87-3612（直通）
義務教育課	022-211-3640（"）	栗原相談窓口	0228-57-3690（直通）
高校教育課	022-211-3710（"）	東部教育事務所	0225-95-7949（直通）
特別支援教育課	022-211-3713（"）	登米相談窓口	0220-22-2784（直通）
スポーツ健康課	022-211-3659（"）	気仙沼教育事務所	0226-24-2573（直通）
生涯学習課	022-211-3650（"）		

心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチームによる教育相談（電話相談）

義務教育課 022-211-3646（直通）

平日：8時30分から17時15分まで

対象者：公立小・中・高等学校，特別支援学校の保護者，教職員

児童生徒の心のサポート班による教育相談（電話相談・来所相談等）

東部教育事務所内 0225-98-3341（直通）

大河原教育事務所内 0224-86-3911（直通）

平日：9時から17時まで

対象者：公立小・中・高等学校，特別支援学校の児童生徒，保護者，教職員

5-4 被災幼児就園支援

私立幼稚園に在園し，東日本大震災により，住居の全壊・半壊等の被害や家計の主宰者である保護者の死亡・失職等があった場合は，保育料等が減免される場合があります。

※令和2年度終了予定。

お問い合わせ先

在園する各私立幼稚園

宮城県私学・公益法人課私学助成班 022-211-2268

5-5 被災児童生徒就学支援

東日本大震災により被災し，就学困難となった児童生徒の保護者の方は，就学援助を受けることができます。

○公立小・中学校・義務教育学校

就学援助事業

対象者：被災により就学困難となった，公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）・義務教育学校児童生徒

対象費目：学用品費，通学費，修学旅行費，学校給食費，医療費等

就学等奨励事業

対象者：被災により就学困難となった公立小・中学校特別支援学級児童生徒で，新たに対象となった児童生徒及び支弁区分が変更となった児童生徒

対象費目：学用品費，通学費，修学旅行費，学校給食費，医療費等

※支弁区分により対象費目が異なります。

手続きの方法

市町村教育委員会へ申請し認定を受ける必要があります。詳しくは，お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各市町村教育委員会 P86参照

宮城県教育庁義務教育課管理調整班 022-211-3641

宮城県教育庁スポーツ健康課学校保健給食班 022-211-3666 ※学校給食費・医療費のみ

※宮城県外にお住まいの場合，お住まいの市区町村へお問い合わせください。

○公立特別支援学校（幼・小・中・高）

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、宮城県が学用品費・通学費・医療費・学校給食費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先

宮城県教育庁特別支援教育課企画管理班 022-211-3714

宮城県教育庁スポーツ健康課学校保健給食班 022-211-3666 ※医療費・学校給食費のみ

○私立学校

授業料等軽減特別事業

私立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校に在籍し、震災により、住居の全壊・半壊等の被害や家計の主事者である保護者の死亡・失職等があった場合は、授業料等が減免される場合があります。

※減免の決定は各私立学校が行います。

※令和2年度終了予定。

就学援助事業

対象者：被災により就学困難となった私立小・中学校・中等教育学校（前期課程）児童生徒

対象費目：学用品等購入費，通学費，修学旅行費等

手続きの方法

詳しくは、在籍する各私立学校にお問い合わせください。

お問い合わせ先

在籍する各私立学校

宮城県私学・公益法人課私学助成班 022-211-2268

東日本大震災により被災された方々の、令和2年度中の入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料が免除となります。

1 免除対象者

東日本大震災により、下記のいずれかに該当することとなった方及びその方と生計を一にし、生活の基盤を確保できないため生活が困難になった方が免除の対象となります。

- (1) 住居の全壊又は半壊
- (2) 住居の全焼又は半焼
- (3) 住居の流失
- (4) 世帯の収入の著しい減少

2 入学者選抜手数料の免除手続き

免除申請書に、上記1に該当することを確認できる書類を添えて、「受験する学校長」に提出します。

- (1) 申請時期
入学願書出願時
- (2) 免除申請に必要な添付書類
り災証明書、死亡診断書、戸籍謄本（抄本）、医療診断書、離職を証明する書類、住民票及び所得証明書等、被災したことを確認できる書類

3 入学金・寄宿舎料の免除手続き

免除申請書に、前述1に該当することを確認できる書類を添えて、「生徒が在籍する学校長」に提出します。

- (1) 申請時期
 - ・入学金：入学手続き時
 - ・寄宿舎料：入寮する月の末日まで
- (2) 免除申請に必要な添付書類
り災証明書、死亡診断書、戸籍謄本（抄本）、医療診断書、離職を証明する書類、住民票及び所得証明書等、被災したことを確認できる書類

4 その他

申請時に、必要な書類を添付することが困難な場合は、宮城県立高等学校又は宮城県立中学校の事務室に相談ください。

なお、免除申請は、入学者選抜手数料、入学金、寄宿舎料のそれぞれで申請書の提出が必要となりますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

各宮城県立高等学校・宮城県立中学校
宮城県教育庁高校教育課就学支援班 022-211-3711

公私立の高等学校・専修学校の高等課程・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒のうち、東日本大震災により被災し修学困難となった生徒を対象として被災生徒奨学資金を貸付けています。

(事業年度：令和2年度)

1 貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、震災により被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が宮城県外に一時避難している場合も含む）。

- (1) 震災時、生徒の居住する家屋が全壊（焼）・大規模半壊・半壊（焼）又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
- (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
- (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね2分の1以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない）。
- (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

2 募集期間 各学校を通じてお知らせします

3 貸付金額 月額2万円 年額24万円

4 貸付期間と貸付方法

- (1) 貸付期間：令和2年4月から令和3年3月
- (2) 貸付方法：一括振込（奨学生本人の預金口座に振込）

5 奨学資金の償還について（令和2年度の場合）

- (1) 高等学校を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。
- (2) 高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で、奨学金被貸付者（生徒）本人の就職時又は就職活動時における年間収入見込額が、350万円を超えない場合は償還を免除します。

お問い合わせ先

在学する学校

宮城県教育庁高校教育課就学支援班 022-211-3716

6 その他相談等

6-1 震災関連消費生活相談

商品やサービスの契約に関するトラブル等の相談を受け付けております。
まずは、お電話で御相談ください。

宮城県消費生活センター（宮城県庁1階）

相談専用電話：022-261-5161

受付時間：平日 9時から17時

土・日 9時から16時

※祝日・振替休日・年末年始はお休み

（但し、祝日が日曜日のときは相談を受け付けます。）

宮城県内各地の相談窓口

受付時間：平日 9時から16時

※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始はお休み

相談窓口	電話
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-52-5700
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-22-5700
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-23-5700
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-93-5700
東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-5700
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-22-7000

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります。

電話： いやや!
188

お問い合わせ先

宮城県消費生活・文化課相談啓発班 022-211-2524

6-2 農林水産関係の相談

○農業の制度資金・金融

お問い合わせ先 農業振興課経営構造対策班 022-211-2835

○水産業の制度資金・金融

お問い合わせ先 水産業振興課企画推進班 022-211-2395

○林業の制度資金・金融

お問い合わせ先 林業振興課みやぎ材流通推進班 022-211-2912

○営農, 農業技術

お問い合わせ先 農業振興課普及支援班 022-211-2837

○農作物・農業用施設被害

お問い合わせ先 みやぎ米推進課農産支援班 022-211-2844

○畜産被害

お問い合わせ先 畜産課企画管理班 022-211-2851

○農地・農業施設被害

お問い合わせ先 農村整備課防災対策班 022-211-2875

○林業施設被害

お問い合わせ先 林業振興課企画推進班 022-211-2911

○林道施設被害

お問い合わせ先 林業振興課林業基盤整備班 022-211-2913

○森林被害

お問い合わせ先 森林整備課森林育成班 022-211-2921

○治山施設被害

お問い合わせ先 森林整備課治山班 022-211-2923

○漁業被害

お問い合わせ先 水産業振興課企画推進班 022-211-2935

○漁港施設被害

お問い合わせ先 漁港復興推進室復興推進班 022-211-2942

○6次産業化支援

お問い合わせ先 農山漁村なりわい課6次産業化支援班 022-211-2242

6-3 中小企業関係の相談

○復興に関する各種支援施策の情報をワンストップで提供します。

お問い合わせ先

公益財団法人みやぎ産業振興機構 022-225-6697

○金融相談, 経営相談, 支援施策の紹介等を行います。

お問い合わせ先

宮城県産業復興相談センター 022-722-3858
宮城県中小企業再生支援協議会 022-722-3872

○経営上のあらゆるお悩みに対応します。

お問い合わせ先

宮城県よろず支援拠点 022-393-8044

○専門家（診断士・税理士・弁護士）に直接相談することができます。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター仙台
（独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部内）
022-399-9077

○震災により被害を受けた中小企業の事業再建や, 取引先の被災による影響への対応など, 経営に関する相談をお伺いします。

お問い合わせ先

中小企業支援室経営支援班 022-211-2742

○小規模事業者等が抱える経営面での問題に, 商工会・商工会議所の経営指導員がきめ細かく応じます。

お問い合わせ先

宮城県商工会連合会 022-225-8751
宮城県商工会議所連合会 022-265-8181

○相談先がわからない場合

お問い合わせ先

宮城県富県宮城推進室 022-211-2791

6-4 警察相談電話

警察では宮城県民の皆さんからの様々な相談に対して、必要な助言等を行う相談電話を設置し、犯罪等の被害の未然防止に関する相談や宮城県民の皆さんの安全と平穏に関する相談を取り扱っています。

直接、警察での対応が難しいものについては、対応を行う関係の機関や団体等をご案内いたします。

お問い合わせ先

宮城県警察 #9110 または 022-266-9110

6-5 性犯罪被害相談電話

性犯罪の被害に遭われた方のための相談電話です。

宮城県警察では、24時間相談を受け付けていますので、ご家族やご友人が性犯罪の被害に遭い困っているような場合も、ご相談ください。

全国共通ダイヤル：#8103（ハートさん）

または 0120-19-8103（宮城県警察専用電話）

6-6 震災 法テラス（法律相談）

法テラス（日本司法支援センター）では、オペレーターが震災に関するお問い合わせについて、法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報の提供を行います。また、平成24年4月から、全国で、弁護士・司法書士による被災者向けの無料相談が受けられるようになりました。詳しくは、お近くの法テラス窓口または下記にお問い合わせ願います。

震災 法テラスダイヤル：0120-078309（おなやみレスキュー）

※震災関連専用ダイヤル

受付時間：平日 9時から21時

土曜日 9時から17時

◆法律相談センターでの無料法律相談実施中

仙台弁護士会では、法律相談を実施しております。

東日本大震災時、宮城県にお住まいだった方などを対象に、県内各地（登米・大河原・古川・石巻・気仙沼）で実施しております（令和3年3月末日まで。法律相談・刑事事件の相談は除く）。

震災に関する相談のほか、交通事故、債務整理、相続、離婚などに関するさまざまな相談（刑事事件は除く）が可能ですので、お気軽にご利用ください。

無料法律相談の対象者や制限など詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

仙台弁護士会法律相談センター

仙台市青葉区一番町2-9-18

月曜日から金曜日（祝日を除く）

土曜日（祝日を除く）

月・木曜日（祝日を除く）

お問い合わせは：022-223-2383

平日：9時から17時

月・木曜日：17時30分から19時30分

土曜日：9時30分から12時

定員がありますので、事前にご予約ください。

仙台弁護士会館1階

10時から15時

9時30分から12時

17時30分から19時30分

気仙沼法律相談センター

気仙沼市田中前1丁目6-1

月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日(祝日を除く)11時から15時

0226-22-8222(月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日のみ)

※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383

石巻法律相談センター

石巻市穀町12-18 駅前ビル4階

月曜日から金曜日(祝日を除く)13時から15時

日曜日 10時から15時

0225-23-5451

※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383

登米法律相談センター

登米市登米町寺池桜小路89-1 桜テラス川内201

水・金曜日(祝日を除く)10時から15時

0220-52-2348(水・金曜日のみ)

※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383

古川法律相談センター

大崎市古川駅南3丁目15 泉ビルB101

火・土曜日(祝日を除く)10時から15時

0229-22-4611(火・土曜日のみ)

※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383

県南法律相談センター

柴田郡大河原町字町91番地

火・木曜日(祝日を除く)10時から15時30分

0224-52-5898(火・木曜日のみ)

※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383

6-8 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の影響により債務の返済ができなくなった個人の方は、ガイドラインの利用により一定の要件の下、債務の免除が受けられます。

○破産手続き（法的整理）とは異なり、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。

○国の補助により、弁護士費用はかかりません。

○原則、500万円を上限に現金・預金をお手元に残すことが可能となります。

※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

お問い合わせ先

個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883

受付時間：平日 9時から17時

6-9 東日本大震災に関する裁判所の手続案内窓口

仙台地方・家庭・簡易裁判所では、震災対応窓口を設置し、無料で、各種裁判手続きを総合的にご案内しています。

詳しくは、下記震災対応総合窓口にお問い合わせ願います。

東日本大震災を原因とする相談内容例示

- ・親族・夫婦間のもめ事や、相続・財産管理に関すること
- ・震災で親を失った未成年のお子さんや、判断能力がなくなった方の後見（財産の管理）に関すること
- ・住宅ローンやカードローン等の借金の支払いに関すること
- ・不動産の賃貸借・雇用関係・ご近所とのトラブルなどのこと

お問い合わせ先

震災対応総合窓口 022-745-6090

手続案内の受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

9時から15時まで（昼休みを除く。）

6-10 地上波デジタル放送に関する相談

お問い合わせ先

東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎

- ・受信障害(テレビ・ラジオ) 022-221-0698(受信障害対策官)
- ・地上放送全般 022-221-0700(放送課)
- ・ケーブルテレビ・共聴施設 022-221-0704(有線放送課)

6-11 放射線・放射能に関する県の相談窓口

放射線・放射能に関する一般的な相談を受け付けています。

お問い合わせ先

原子力安全対策課 事故被害対策班

電話番号 022-211-2340

受付時間 平日8時30分から17時15分まで

6-12 福島原発事故の損害賠償に関する相談

6-12-1 損害賠償に関する東京電力ホールディングス株式会社の相談窓口

東京電力ホールディングス株式会社では、原子力損害の補償全般に関する相談窓口等を開設し、相談対応を行っています。

お問い合わせ先

東京電力ホールディングス株式会社福島原子力補償相談室(コールセンター)

(電話での相談対応) 電話番号 0120-926-404(フリーコール)

受付時間 9時から19時まで(月から金, 祝日を除く)

9時から17時まで(土・日・祝日)

東京電力ホールディングス株式会社相談窓口

(窓口での相談対応) 住所 仙台市青葉区一番町1-2-25 仙台NSビル8階

電話番号 0120-925-097(フリーコール)

【予約方法】

相談窓口は完全予約制です。相談希望日に関する予約期限日を確認し、予約期限日の9時から17時まで、上記フリーコールにて予約願います。

相談希望曜日 予約期限日

月曜日 前の週の木曜日(祝日の場合は水曜日)

火曜日 前の週の金曜日(祝日の場合は木曜日)

水曜日 同じ週の月曜日(祝日の場合は金曜日)

木曜日 同じ週の火曜日(祝日の場合は月曜日)

金曜日 同じ週の水曜日(祝日の場合は火曜日)

※相談時間は、上記いずれも10時から16時まで。

※年末年始はお休みとなります。

6-12-2 損害賠償に関する和解仲介の申立て

原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)は、東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた方々の東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。被害者の申立てにより、弁護士の仲介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行います。

なお、申立て手数料は無料です。

お問い合わせ先

原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号 0120-377-155

受付時間 平日10時から17時まで

6-12-3 損害賠償請求・申立てに関する個別無料電話相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構では、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求について、行政書士による電話での情報提供や、弁護士による電話での個別無料相談（事前予約制）などを行っています。弁護士による相談時間は1回1時間、6回まで継続して相談いただけます。

お問い合わせ先

原子力損害賠償・廃炉等支援機構相談窓口
電話番号 0120-013-814(情報提供・個別無料相談予約とも同じ)
受付時間 10時から17時まで(月から土, 年末年始除く)
弁護士による無料個別相談実施日 毎週 火・木(10時から12時まで)

6-12-4 損害賠償についての無料個別相談

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求に関する相談について電話でご予約いただくと、担当弁護士が無料で相談に応じます。相談時間は1回1時間までで、継続相談も可能です。

お問い合わせ先

仙台弁護士会法律相談センター
電話番号 022-223-2383
受付時間 平日 9時から17時まで

6-12-5 損害賠償に関する県の相談窓口

損害賠償に関する一般的な相談を受け付けています。

お問い合わせ先

原子力安全対策課 事故被害対策班
電話番号 022-211-2340
受付時間 平日8時30分から17時15分まで

6-13 みやぎ外国人相談センター

外国人県民の皆さんからの相談に 13 言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ロシア語、タイ語、ヒンディー語、日本語）で対応する相談センターを公益財団法人宮城県国際化協会内に開設しています。

外国人県民の方、相談窓口の担当者と通訳が三者通話できるトリオフォンも設置していますので、御利用下さい。

各言語の対応曜日、時間などはお問い合わせ下さい。

専用電話番号 022-275-9990

お問い合わせ先

公益財団法人宮城県国際化協会 022-275-3796

Eメール mail@mia-miyagi.jp

宮城県国際企画課企画調整班 022-211-2972

6-14 よりそいホットライン

仕事の悩み、心の悩みなどどんな人の悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。（24 時間無料）

お問い合わせ先

一般社団法人社会的包摂サポートセンター

よりそいホットライン フリーダイヤル 0120-279-226

※宮城県、福島県、岩手県以外にお住まいの方は、0120-279-338 へお問い合わせください。

6-15 県外避難者支援員

宮城県では、東京事務所に県外避難者支援員を配置しています。県外へ避難されている皆さまへ復興の進捗状況や各種支援制度に関する情報提供や相談などの支援を行っています。どうぞご利用ください。

◆主な活動内容

交流会や交流サロン等での情報提供・相談、電話相談、個別訪問等

相談窓口	連絡先	受付時間
宮城県東京事務所	03-5212-9045	月曜日から金曜日（祝祭日除く） 9 時 15 分から 17 時 30 分

お問い合わせ先

宮城県震災復興推進課 022-211-2408

6-16 犯罪被害者支援相談窓口

犯罪等の被害にあわれた方に、ご相談の内容に応じて対応することができる相談窓口をご案内いたします。

お問い合わせ先

犯罪被害者支援相談電話

022-211-3783 月～金(祝日・年末年始は除きます) 9:00～12:00, 13:00～17:00

6-17 性暴力被害相談支援センター宮城

性暴力被害にあわれた方やその御家族等の支援を行っています。

女性相談員が電話や面談で相談を受けるほか、希望に応じて警察や医療機関などへの付き添い、被害に伴う医療機関受診費用の助成などを行います。

警察への届出をしなくても、支援は受けられます。

性暴力被害相談支援センター宮城は、宮城県から委託を受けた公益社団法人みやぎ被害者支援センターが運営しています。

○相談時間

月～金／10:00～20:00 (祝日・年末年始は除きます)

土／10:00～16:00 (祝日・年末年始は除きます)

※土曜日は、男性相談員による相談も行います。

○電話番号

0120-^{こころ}556-^{フォロー}460 (けやきホットライン)

^{はやくワンストップ}
#8891 (ワンストップ支援センター全国共通番号)

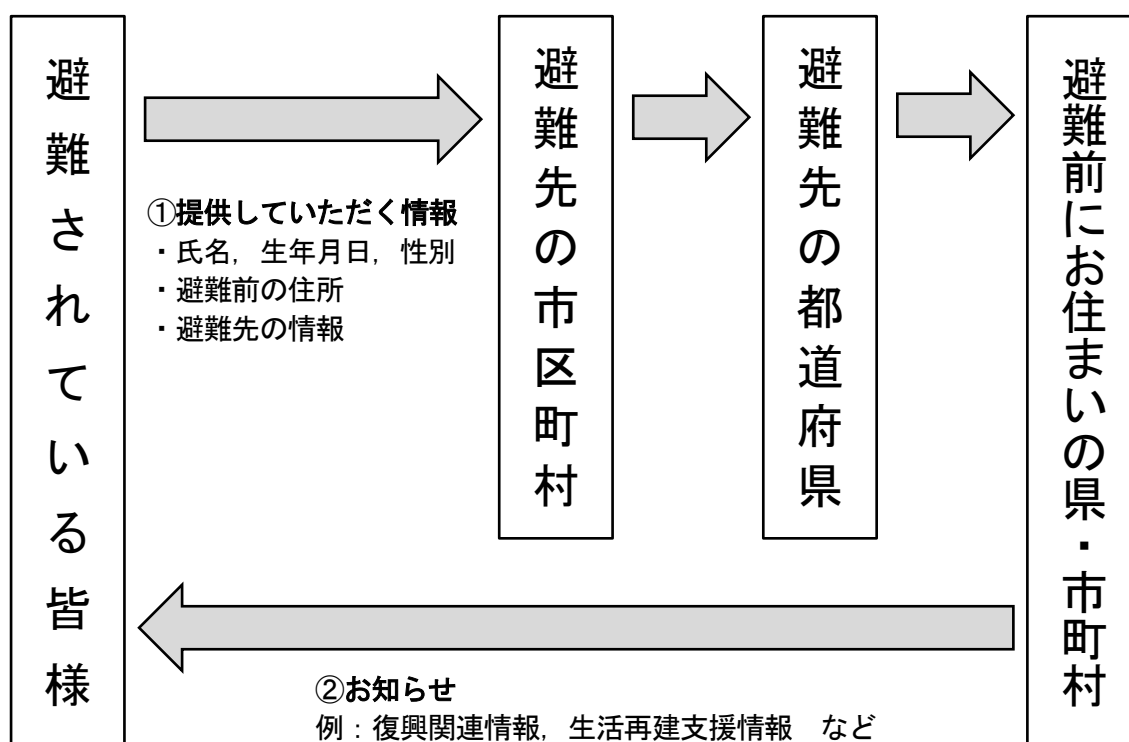
○避難されている皆様へ 情報提供のお願い
(全国避難者情報システム)

被災した市町村から、他の市区町村に避難されている場合、避難先市区町村に現住所などの情報を提供すると、避難元市町村から様々な大切なお知らせなどが届くようになります。

まだ、情報提供されていない場合は、是非、避難先市区町村へ情報提供をお願いします。

なお、既に情報提供をされた方で、避難先を変更した場合や避難を終了して避難元の市町村へ戻られた場合も、移動先市区町村へ改めて届出をお願いします。

全国避難者情報システムの概要



お問い合わせ先一覧

○市町村

	電話番号	FAX 番号
仙台市	022-261-1111	022-224-4404
（青葉区）	022-225-7211	022-222-7119
（青葉区宮城総合支所）	022-392-2111	022-392-2228
（宮城野区）	022-291-2111	022-291-2371
（若林区）	022-282-1111	022-282-1152
（太白区）	022-247-1111	022-249-1131
（太白区秋保総合支所）	022-399-2111	022-399-2580
（泉区）	022-372-3111	022-375-3785
石巻市	0225-95-1111	0225-22-4995
塩竈市	022-364-1111	022-367-3124
気仙沼市	0226-22-6600	0226-24-3566
白石市	0224-25-2111	0224-24-4861
名取市	022-384-2111	022-384-9030
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829
多賀城市	022-368-1141	022-368-8104
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-22-2111	0220-22-9164
栗原市	0228-22-1122	0228-22-0312
東松島市	0225-82-1111	0225-82-8143
大崎市	0229-23-2111	0229-23-9979
富谷市	022-358-3111	022-358-2259
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818
村田町	0224-83-2111	0224-83-5740
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
川崎町	0224-84-6008	0224-84-6090
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
松島町	022-354-5701	022-354-3140
七ヶ浜町	022-357-2111	022-357-5744
利府町	022-767-2111	022-767-2101
大和町	022-345-1111	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	022-359-3287
大衡村	022-345-5111	022-345-4853
色麻町	0229-65-2111	0229-65-2685
加美町	0229-63-3111	0229-63-2037
涌谷町	0229-43-2111	0229-43-2693
美里町	0229-33-2111	0229-33-2402
女川町	0225-54-3131	0225-53-5482
南三陸町	0226-46-2600	0226-46-5348

※電話・FAX 番号が昨年度から変更になっている場合があります。

○市町村社会福祉協議会

	電話番号	FAX 番号
仙台市	022-223-2142	022-262-1948
石巻市	0225-96-5290	0225-96-5223
塩竈市	022-364-1213	022-364-6482
気仙沼市	0226-22-0709	0226-22-4467
白石市	0224-22-5210	0224-22-1571
名取市	022-384-6669	022-384-6844
角田市	0224-63-0055	0224-61-2282
多賀城市	022-368-6300	022-368-7300
岩沼市	0223-29-3711	0223-29-3341
登米市	0220-21-6310	0220-21-6320
栗原市	0228-23-8070	0228-22-6012
東松島市	0225-83-2851	0225-83-4561
大崎市	0229-21-0550	0229-24-1158
富谷市	022-358-3981	022-358-3512
蔵王町	0224-33-2940	0224-22-7940
七ヶ宿町	0224-37-2271	0224-37-2272
大河原町	0224-53-0294	0224-51-3805
村田町	0224-83-5422	0224-83-5585
柴田町	0224-58-1771	0224-58-1070
川崎町	0224-85-1222	0224-85-1224
丸森町	0224-72-2241	0224-73-4151
亘理町	0223-34-7551	0223-34-7552
山元町	0223-37-2785	0223-35-6068
松島町	022-353-4224	022-353-4226
七ヶ浜町	022-349-7781	022-349-7782
利府町	022-356-9060	022-356-9225
大和町	022-345-2156	022-345-7280
大郷町	022-359-2753	022-359-4896
大衡村	022-345-6631	022-345-6656
色麻町	0229-65-2260	0229-66-1713
加美町	0229-63-2547	0229-63-2898
涌谷町	0229-43-6661	0229-43-6670
美里町	0229-32-2940	0229-32-5160
女川町	0225-53-4333	0225-53-4336
南三陸町	0226-46-4516	0226-46-4013

○宮城県保健福祉事務所・地域事務所（宮城県保健所）

	電話番号	FAX 番号
仙南保健福祉事務所（仙南保健所）	0224-53-3115	0224-53-3131
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）	022-363-5502	022-362-6161
岩沼支所	0223-22-2188	0223-24-3525
黒川支所	022-358-1111	022-358-1110
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	0229-91-0707	0229-22-9449
栗原地域事務所（栗原保健所）	0228-22-2113	0228-22-7019
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	0225-95-1416	0225-94-8982
登米地域事務所（登米保健所）	0220-22-7514	0220-22-6175
気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）	0226-22-6661	0226-24-4901

○仙台市・宮城県児童相談所

	電話番号	FAX 番号
仙台市	022-219-5111	022-219-5118
中央	022-784-3583	022-784-3586
北部	0229-22-0030	0229-22-0029
東部	0225-95-1121	0225-23-3473
気仙沼支所	0226-21-1020	0226-21-1075

○仙台市保健福祉センター・市（社会）福祉事務所

	電話番号	FAX 番号
仙台市青葉区	022-225-7211	022-261-1517
仙台市青葉区宮城総合支所	022-392-2111	022-392-2228
仙台市宮城野区	022-291-2111	022-298-8817
仙台市若林区	022-282-1111	022-282-1145
仙台市太白区	022-247-1111	022-247-1290
仙台市太白区秋保総合支所	022-399-2111	022-399-2580
仙台市泉区	022-372-3111	022-374-8412
石巻市	0225-95-1111	0225-22-6471
塩竈市	022-364-1131	022-366-7167
気仙沼市	0226-22-6600	0226-22-1141
白石市	0224-22-1400	0224-26-2699
名取市	022-384-2111	022-384-2101
角田市	0224-61-1185	0224-63-3975
多賀城市	022-368-1141	022-368-1747
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0406
登米市	0220-58-5552	0220-58-2375
栗原市	0228-22-1340	0228-22-0340
東松島市	0225-82-1111	0225-82-1392
大崎市	0229-23-6012	0229-22-9047
富谷市	022-358-3294	022-358-9915

○税務署

	電話番号
石巻	0225-22-4151
大河原	0224-52-2202
気仙沼	0226-22-6780
佐沼	0220-22-2501
塩釜	022-362-2151
仙台北	022-222-8121
仙台中	022-783-7831
仙台南	022-306-8001
築館	0228-22-2261
古川	0229-22-1711

○聴覚障害者用 FAX

	FAX 番号
仙台国税局 電話相談センター	022-711-5135

聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。

法令に基づく各種申告書、申請書、届出書などは提出できませんのでご注意ください。

○県税事務所

	電話番号	FAX 番号
大河原	0224-53-3130	0224-53-1438
仙台南	022-248-2961	022-249-4098
仙台中央	022-715-0621	022-215-1585
(扇町出張所)	022-232-5702	022-232-5710
仙台北	022-275-9116	022-273-9929
塩釜	022-365-4191	022-362-5694
北部	0229-91-0705	0229-23-6138
(栗原地域事務所)	0228-22-2123	0228-22-9438
東部	0225-95-1413	0225-93-9020
(登米地域事務所)	0220-22-6114	0220-22-8162
気仙沼	0226-24-2530	0226-24-3096

○災害公営住宅入居に関するお問い合わせ先

担当課名		電話番号
仙台市	市営住宅管理課	022-214-8331
石巻市	住宅課	0225-95-1111 内線 5754
塩竈市	定住促進課	022-364-1126
気仙沼市	住宅課	0226-22-3426
名取市	都市計画課	022-384-2111 内線 205
多賀城市	都市計画課	022-368-1141 内線 421
岩沼市	施設管理課	0223-22-1111 内線 433
登米市	住宅都市整備課	0220-34-2316
栗原市	建築住宅課	0228-22-1153
東松島市	建築住宅課	0225-82-1111 内線 2264
大崎市	建築住宅課	0229-23-2108
亶理町	施設管理課	0223-34-0512
山元町	建設課	0223-29-8004
松島町	建設課	022-354-5715
七ヶ浜町	建設課	022-357-7441
利府町	都市整備課	022-767-2121
大郷町	地域整備課	022-359-5508
涌谷町	建設課	0229-43-2129 内線 613
美里町	防災管財課	0229-33-2142
女川町	町民生活課	0225-54-3131 内線 172
南三陸町	建設課	0226-46-1377

○市町防災集団移転などに関するお問い合わせ先

担当課名		電話番号
仙台市	復興まちづくり課	022-214-8473
石巻市	集団移転推進課	0225-95-1111 (内線 5482)
塩竈市	復興推進課	022-355-6574
気仙沼市	住宅課	0226-22-6600 (内線 426)
岩沼市	復興・都市整備課	0223-22-1111 (内線 423)
東松島市	復興都市計画課	0225-82-1111 (内線 1475)
亶理町	施設管理課	0223-34-0512
七ヶ浜町	復興推進課	022-357-7439
女川町	復興推進課	0225-54-3131 (内線 614)
南三陸町	建設課	0226-46-1382

○市町がけ地近接等危険住宅移転事業に関するお問い合わせ先

	担当課名	電話番号
石巻市	集団移転推進課	0225-95-1111 (内線 5485)
気仙沼市	住宅課	0226-22-6600 (内線 426)
南三陸町	建設課	0226-46-1382

○市町住宅再建支援（津波被災住宅）に関するお問い合わせ先

	担当課名	電話番号 ※ 1
仙台市	復興まちづくり課	022-214-8305
石巻市	生活再建支援課	0225-95-1111 (内線 4761・4762)
塩竈市	生活福祉課	022-364-1131
気仙沼市	住宅課	0226-22-6600 (内線 426)
名取市	社会福祉課	022-383-6232
岩沼市	被災者生活支援室	0223-35-7751
東松島市	福祉課	0225-82-1111 (内線 1174)
松島町	企画調整課	022-354-5702
七ヶ浜町	復興推進課	022-357-7439
利府町	都市整備課	022-767-2342
女川町	町民生活課	0225-54-3131 (内線 161・162)
南三陸町	保健福祉課	0226-29-6451

※1 窓口が混雑している場合がありますので、事前に電話でご相談ください。

○ハローワーク

	電話番号	FAX 番号
仙台	022-299-8811	022-299-8832
大和	022-345-2350	022-345-0596
石巻	0225-95-0158	0225-22-2442
塩釜	022-362-3361	022-362-2415
古川	0229-22-2305	0229-22-2353
大河原	0224-53-1042	0224-52-3989
白石	0224-25-3107	0224-25-8977
築館	0228-22-2531	0228-22-6892
迫	0220-22-8609	0220-22-9579
気仙沼	0226-24-1716	0226-22-9050

○労働基準監督署

	電話番号	FAX 番号
仙台	022-299-9072	022-299-9078
石巻	0225-22-3365	0225-22-3368
気仙沼臨時窓口	0226-25-6921	0226-22-7662
古川	0229-22-2112	0229-23-7968
大河原	0224-53-2154	0224-53-2188
瀬峰	0228-38-3131	0228-38-3132

○総合労働相談コーナー（若者相談コーナー併設）

労働関係に係る相談（賃下げ，退職申出拒否，マタハラ，セクハラ，パワハラ，いじめなど職場でのトラブル，どこに相談したらよいかわからない等の相談対応）

	電話番号
仙 台 総合労働相談コーナー（仙台労働基準監督署内）	022-299-9075
石 巻 総合労働相談コーナー（石巻労働基準監督署内）	0225-22-3365
古 川 総合労働相談コーナー（古川労働基準監督署内）	0229-22-2112
大河原 総合労働相談コーナー（大河原労働基準監督署内）	0224-53-2154
瀬 峰 総合労働相談コーナー（瀬峰労働基準監督署内）	0228-38-3131
気仙沼 総合労働相談コーナー（石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口内）	0226-25-6921
宮城労働局 総合労働相談コーナー（宮城労働局 雇用環境・均等室内）	022-299-8834
※外国人労働相談コーナー（中国語・ベトナム語）（宮城労働局 労働基準部監督課内）	022-299-8838

なお相談に対応できない日がありますので、あらかじめご確認ください。

○主な災害公営住宅等サポートセンター一覧

	拠点名称	電話番号	FAX 番号
仙台市	中核支えあいセンター	022-217-7234	022-721-1266
	支えあいセンターあおば	022-265-5260	022-265-5262
	支えあいセンターみやぎしぶ	022-392-7868	022-392-7736
	支えあいセンターみやぎの	022-256-3650	022-256-3679
	支えあいセンターわかばやし	022-282-7971	022-282-7998
	支えあいセンターたいはく	022-248-8188	022-248-1330
	支えあいセンターいずみ	022-372-1581	022-372-8969
塩竈市	塩竈市ふれあいサポートセンター	022-781-6203	022-781-6204
名取市	名取市サポートセンターどっと. なとり	022-383-2084	022-383-2079
岩沼市	岩沼市スマイルサポートセンター	0223-36-8105	0223-35-7752
東松島市	中央被災者サポートセンター	0225-83-5001	0225-82-9813
南三陸町	高齢者生活支援施設（結の里）	0226-29-6452	0226-46-5158

○市町村教育委員会

	電話番号	FAX 番号
仙台市	022-214-8861	022-264-4428
石巻市	0225-95-1111	0225-22-5160
塩竈市	022-362-7744	022-365-3347
気仙沼市	0226-22-3440	0226-23-0943
白石市	0224-22-1341	0224-22-1345
名取市	022-724-7169	022-384-9690
角田市	0224-63-0130	0224-63-4884
多賀城市	022-368-1141	022-309-2460
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-34-2670	0220-34-2504
栗原市	0228-42-3511	0228-42-3518
東松島市	0225-82-1111	0225-82-1845
大崎市	0229-72-5032	0229-72-4004
富谷市	022-358-0521	022-358-3880
蔵王町	0224-33-3008	0224-33-2019
七ヶ宿町	0224-37-2112	0224-37-2203
大河原町	0224-53-2742	0224-53-3818
村田町	0224-83-2037	0224-83-3385
柴田町	0224-55-2134	0224-55-2132
川崎町	0224-84-2111	0224-84-5728
丸森町	0224-72-3035	0224-72-3043
亘理町	0223-34-0509	0223-34-7684
山元町	0223-37-5115	0223-37-5119
松島町	022-354-5713	022-354-3140
七ヶ浜町	022-357-7440	022-357-1331
利府町	022-767-2124	022-767-2108
大和町	022-345-7507	022-344-3755
大郷町	022-359-5514	022-359-3287
大衡村	022-341-8517	022-345-4853
色麻町	0229-65-2212	0229-65-4300
加美町	0229-69-5112	0229-69-6433
涌谷町	0229-43-2140	0229-43-2117
美里町	0229-58-0500	0229-58-2376
女川町	0225-54-3133	0225-54-4646
南三陸町	0226-46-2604	0226-46-5348

○宮城県教育事務所

	電話番号	FAX 番号
大河原	0224-53-3111 (内線 570)	0224-53-3137
仙台	022-275-9111 (内線 2515)	022-276-1262
北部	0229-91-0701 (内線 578)	0229-22-7589
東部	0225-95-7949	0225-23-2529
気仙沼	0226-24-2573	0226-24-2586

○宮城県相談窓口案内

県政相談員が被災者の方からの相談をお聞きし、宮城県の機関を中心とした各種相談窓口をご案内します。

受付時間：平日 8 時 30 分から 16 時 45 分

相談窓口	電話番号	所在地
宮城県庁 県政相談室	022-211-2304 2305	宮城県庁 1 階
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 (内 241)	大河原合同庁舎 1 階
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 (内 216)	大崎合同庁舎 2 階
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 (内 280)	栗原合同庁舎 1 階
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 (内 241)	石巻合同庁舎 3 階
東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 (内 294)	登米合同庁舎 2 階
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-2121 (内 221)	気仙沼合同庁舎 1 階

○各都道府県被災者支援に関する総合窓口

都道府県	窓口の名称	電話番号
北海道	地域政策課	011-206-6404
青森県	防災危機管理課	017-734-9580
岩手県	復興局 生活再建課	019-629-6936
宮城県	震災復興本部	022-211-2408
福島県	避難者支援課	024-523-4157
秋田県	総合政策課 被災者受入支援室	018-860-4504
山形県	防災危機管理課 復興・避難者支援室	023-630-3100
茨城県	防災・危機管理課	029-301-5977
栃木県	県民生活部 危機管理課	028-623-2136
群馬県	総務部 危機管理課	027-226-2258
埼玉県	危機管理防災部 災害対策課	048-830-8181
千葉県	防災危機管理課	043-223-3403
東京都	総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課	03-5388-2384
神奈川県	災害対策課	045-210-5945
山梨県	防災危機管理課	055-223-1432
新潟県	震災復興支援課 広域支援対策係	025-282-1732
長野県	危機管理防災課	026-235-7408
富山県	防災・危機管理課	076-444-3187
石川県	危機対策課	076-225-1482
福井県	定住交流課	0776-20-0665
静岡県	くらし・環境部 政策管理局 企画政策課	054-221-3535
愛知県	防災安全局 災害対策課	052-954-6192
岐阜県	危機管理部 防災課	058-272-1125
三重県	防災対策部 防災対策総務課	059-224-2181
滋賀県	防災危機管理局 地震・危機管理室	077-528-3435
京都府	災害支援対策本部	075-414-5930
大阪府	危機管理室 災害対策課	06-6944-6478
兵庫県	防災企画局 復興支援課	078-362-4336
奈良県	知事公室 防災統括室	0742-27-8425
和歌山県	危機管理局 危機管理・消防課	073-441-2273
鳥取県	総務部 総務課	0857-26-7012
島根県	防災部 防災危機管理課	0852-22-6353
岡山県	危機管理課	086-226-7385
広島県	危機管理課	082-513-2784
山口県	健康福祉部 厚政課	083-933-2724
香川県	健康福祉総務課	087-832-3254
徳島県	未来創生政策課	088-621-2023
愛媛県	保健福祉部 保健福祉課	089-912-2383
高知県	危機管理部 南海トラフ地震対策課	088-823-9798
福岡県	福祉総務課	092-643-3246
佐賀県	総務部 法務私学課	0952-25-7385
長崎県	危機管理課	095-895-2142
大分県	福祉保健部 福祉保健企画課	097-506-2591
熊本県	健康福祉政策課	096-333-2192
宮崎県	危機管理課	0985-26-7618
鹿児島県	社会福祉課	099-286-2824
沖縄県	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143

宮城県が公表している「復興の進捗状況」より、主な復旧・復興の進捗状況（進捗率等）をお知らせします（令和2年11月11日版より一部抜粋）。

■災害公営住宅 100%

工事完成戸数：15,823戸/整備予定戸数（県全体）：15,823戸（H31/3月末現在）

■防災集団移転促進事業（住宅等建築工事可能） 100%

住宅等建築工事可能地区数：195地区（H31/1月末現在）/計画地区数：195地区（H31/1月末現在）

※住宅等建築工事可能：造成工事が完了する等、建築工事の準備が整った状態のもの。

■土地区画整理事業（工事着工） 100%

工事着工地区数：35地区（R1/7月末現在）/計画地区数：35地区（R2/10月末現在）

※工事着工：事業認可後、地元調整や工事契約手続きが完了し、施工業者が区画整理事業用地内の工事に着手したもの（伐採や搬入路等の準備工も含む）。

■災害廃棄物（処理・処分量） 100%

処理・処分量：約1,160万トン（H26/3月末現在）/沿岸15市町の災害廃棄物推計量：約1,160万トン（H26/3月末現在）

■農地（除塩含む工事着手面積） 100%

着手面積：13,000ha（R1/12月末現在）/復旧対象面積：約13,000ha

■漁港（復旧工事着手） 99%

着手箇所数：1,248箇所（R2/10月末現在）/被災箇所数：1,251箇所

※被災漁港数139港のうち139港に着手

■応急仮設住宅入居状況 12戸（22人）

※プレハブ仮設住宅0戸（0人）、民間賃貸借上住宅9戸（13人）など（R2/10月末現在）

■県外避難者数 98人

※全国避難者情報システムのデータを調整（R2/11/11日現在）


最新の情報やその他の復旧・復興状況については、
県ホームページに最新情報が掲載されます。

Q 復興の進捗状況

検索

「みやぎ復興情報ポータルサイト」について

みやぎ復興情報ポータルサイトでは、復興に関するお知らせや復興の進捗状況、地域における取り組みなど、復興に関する情報を集約し発信しています。



<https://www.fukkomiyaagi.jp>

「NOW IS. (ナウイズ)」について

「NOW IS. (ナウイズ)」は、宮城の復興の「いま」を伝える広報紙です。宮城県にゆかりのある方や復興に向けて取り組んでいる方の目を通した被災地の現状などを掲載しています。

毎月11日に発行し、最新号とバックナンバーは、上記の「みやぎ復興情報ポータルサイト」からご覧いただけます。

詳しくは

🔍 みやぎ復興情報ポータルサイト



※乱丁、落丁、破損等については、
宮城県震災復興推進課まで 022-211-2408



令和3年1月版

各種支援策の追加・変更情報は、ホームページでお知らせします。

下記 URL 又は QR コードから。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/guidebook.html>